

第 6 8 4 号
平成23年 4月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市政治倫理条例	1	3
・天理市特別会計条例の一部を改正する条例	2	7
・天理市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	3	7
・天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例	4	8
・天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例	5	8
・天理市都市計画審議会条例の一部を改正する条例	6	11
・天理市上下水道事業経営審議会条例	7	11
・天理市老人医療費助成条例を廃止する条例	8	12
・天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例	9	12

規 則	番号	頁数
・天理市長等の政治倫理に関する規則	2	13
・給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	3	39
・初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	4	39
・児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	5	40
・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則	6	40
・天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則	7	40
・天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	8	45
・天理市老人医療費助成条例施行規則を廃止する規則	9	46

訓 令	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正	1	46
・天理市土地利用計画策定会議規程の一部改正	2	51
・天理市土地利用調整会議設置規程の一部改正	3	51
・天理市文書取扱規程の一部改正	4	51
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	5	51
・天理市要介護認定調査員規程	6	51

告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	75	53
・放置自転車等の保管について	76	54
・放置自転車等の保管について	77	54
・放置自転車等の保管について	78	54
・放置自転車等の保管について	79	55
・放置自転車等の保管について	80	55
・放置自転車等の保管について	81	56
・放置自転車等の保管について	82	56
・放置自転車等の保管について	83	56
・放置自転車等の保管について	84	57
・放置自転車等の保管について	85	57
・地縁による団体の認可について	86	58
・放置自転車等の保管について	87	58
・放置自転車等の保管について	88	59
・放置自転車等の保管について	89	59
・山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約について	90	59
・平成22年度天理市一般会計補正予算（第5号）外5会計補正予算の要領について	91	60
・平成23年度天理市一般会計予算外8会計予算の要領について	92	88
・放置自転車等の保管について	93	126
・天理市道路線の認定について	94	127
・市道の区域決定及び供用開始について	95	127

告 示	番号	頁数
・市道の区域変更及び供用開始について	96	128
・土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	97	128
・放置自転車等の保管について	98	128
・放置自転車等の保管について	99	129
・放置自転車等の保管について	100	129
・地縁による団体の告示事項の変更について	101	129
・放置自転車等の保管について	102	130
・放置自転車等の保管について	103	130
・公示送達について	104	130
・自転車等駐車場における放置自転車等の保管について	105	131
・放置自転車等の保管について	106	131
・固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録について	107	131
・平成23年度天理市国民健康保険料率の決定について	108	131
・平成23年度天理市国民健康保険料率の減額について	109	132
・放置自転車等の保管について	110	132
・平成23年度一般廃棄物処理実施計画について	111	133
・ごみ処理手数料の徴収事務の委託について	112	136
・都市計画下水道の(変更)認可に係る図書の縦覧について	113	136
・放置自転車等の保管について	114	136
・放置自転車等の保管について	115	137
公 告	番号	頁数
・公売公告兼見積価格公告	10	137
・農地利用集積円滑化事業規程の承認について	11	138
・農用地利用集積計画について	12	138
・予防接種の実施について	13	139
教育委員会	番号	頁数
・臨時教育委員会の招集について	3	140
・臨時教育委員会の招集について	4	140
・定例教育委員会の招集について	5	140
・天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	3	140

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	5	141
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧について	5	141
・選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧について	6	141
・奈良県知事選挙におけるポスター掲示場について	7	141
・奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場について	8	141
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	9	142
・奈良県知事選挙における期日前投票所の場所について	10	142
・奈良県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	11	142
・奈良県知事選挙における候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について	12	142
・奈良県知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超える時等におけるくじを行う場所及び日時について	13	142
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	14	143
・天理市農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数について	15	143
・奈良県議会議員選挙における期日前投票所の場所について	16	143
・奈良県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	17	143
・奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票所の場所について	18	143
・奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	19	144
・奈良県知事選挙及び奈良県議会議員の本市開票区の開票の場所及び日時について	20	144

選挙管理委員会	番号	頁数
・奈良県議会議員選挙における候者補の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について	21	144
・奈良県議会議員選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う場所の変更について	22	144
監査委員会	番号	頁数
・定期監査の結果報告について	5	144
・天理市監査委員事務局処務規程の一部改正について	6	163
災害対策本部	番号	頁数
・天理市災害対策本部規程の一部改正について	1	164

議 会	番号	頁数
・天理市議会議員の政治倫理に関する規則の全部改正について	1	164
公営企業	番号	頁数
・天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正について	3	191
・天理市上下水道局決裁規程の一部改正について	4	191
・天理市上下水道局文書取扱規程の一部改正について	5	191
・天理市上下水道局会計規程の一部改正について	6	191
・天理市企業職員管理職手当支給規程の一部改正について	7	192
・天理市上下水道局事務分掌規程の一部改正について	8	192

条 例

(平成23年 3月30日 掲示済)

天理市政治倫理条例をここに公布する。
平成23年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第1号

天理市政治倫理条例

天理市政治倫理条例(平成5年8月天理市条例第17号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)及び市議会議員(以下「議員」という。)が市民全体の奉仕者として、人格の向上と倫理の確立に努め、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等、議員及び市民の責務)

第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第3条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市及び市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社(以下「市等」という。)が行う工事等の請負契約(下請工事の請負契約を含む。)、業務委託契約及び物品供給契約(以下「請負契約等」という。)に関して特

定の業者を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。

- (4) 市職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 議員は、市職員の昇格、異動等の人事について関与しないこと。ただし、市議会議長（以下「議長」という。）が議会事務局職員の人事に関与することはこの限りでない。
- (7) 政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けさせないこと。

（誓約書の提出）

第4条 市長等及び議員は、その職に就任後速やかに市長等にあつては市長に、議員にあつては議長にこの条例を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

（請負契約等に関する遵守事項）

第5条 市長等及び議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2の規定の者趣旨を尊重し、自らが役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は市長等及び議員の配偶が経営する企業が、市等が行う請負契約等を辞退するよう努めなければならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている企業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市長等又は議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- (2) 市長等又は議員が年額150万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない。）を収受している企業
- (3) 市長等又は議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業

3 市長等及び議員は、前2項の規定に該当するときは、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって辞退届を提出するものとする。

4 前項の辞退届は、市長等及び議員の任期開始の日（再選挙により市長となった者又は再選挙若しくは補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長又は議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。）から、任期開始の日後に第1項及び第2項に規定する事実が発生した場合にあつては当該事実が発生した日から30日以内に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出するものとする。

5 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを速やかに市長に送付しなければならない。

6 市長は、辞退届の提出状況を広報紙等で速やかに公表しなければならない。

（資産等報告書及び資産等補充報告書）

第6条 市長等及び議員は、その任期開始の日において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- (1) 土地 所在、地目、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、種類、構造、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額
- (5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）
- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が50万円を超えるものに限る。） 種類、数量及び取得価格
- (7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称
- (8) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額
- (9) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額
- (10) 信託 信託財産の種類、数量及び取得価格
- (11) 貯蓄性保険 貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類、保険会社名

2 市長及び議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で、当該任期満了による選挙により再び市長となったもの又は任期満了若しくは天理市議会（以下「議会」という。）の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了若しくは任期終了による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び市長又は議員と

なった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長にあっては市長に、議員にあっては議長に提出しなければならない。

- 3 副市長、教育長及び上下水道事業管理者(以下「副市長等」という。)は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった第1項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で、当該任期満了による選任又は任命により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(所得等報告書)

- 第7条 市長及び議員(前年1年間を通じて市長又は議員であった者(任期満了により市長でない期間がある者で、当該任期満了による選挙により再び市長となったもの又は任期満了若しくは議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了若しくは任期終了による選挙により再び議員となったものにあつては、当該市長又は議員でない期間を除き前年1年間を通じて市長又は議員であった者)に限る。)は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で、当該任期満了による選挙により再び市長となったもの又は任期満了若しくは議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了若しくは任期終了による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び市長又は議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長にあっては市長に、議員にあっては議長に提出しなければならない。

- (1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額及びその基となった事実

ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)

イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

- (2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

- 2 副市長等(前年1年間を通じて副市長等であった者(任期満了により副市長等でない期間がある者で、当該任期満了による選任又は任命により、再び副市長等となったものにあつては、当該副市長等でない期間を除き前年1年間を通じて副市長等であった者)に限る。)は、前項各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で、当該任期満了による選任又は任命により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(税等の納付状況報告書)

- 第8条 市長及び議員は、次に掲げる税等の納付状況の報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で、当該任期満了による選挙により再び市長となったもの又は任期満了若しくは議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了若しくは任期終了による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び市長又は議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長にあっては市長に、議員にあっては議長に提出しなければならない。

- (1) 所得税及び事業税の前年分の納付状況

- (2) 市県民税、固定資産税及び国民健康保険料の前年度分の納付状況

- 2 副市長等は、前項各号に掲げる税等の納付状況の報告書を、毎年4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で、当該任期満了による選任又は任命により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(関連会社等報告書)

- 第9条 市長及び議員は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で、当該任期満了による選挙により再び市長となったもの又は任期満了若しくは議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了若しくは任期終了による選挙により再び議員となったものにあつては、同月2日から再び市長又は議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、

市長にあっては市長に、議員にあっては議長に提出しなければならない。

- 2 副市長等は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で、当該任期満了による選任又は任命により再び副市長等となったものにあつては、同月2日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、市長に提出しなければならない。

（資産等報告書等の保存及び閲覧）

第10条 第6条から前条までの規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書、税等の納付状況報告書並びに関連会社等報告書（以下これらを「資産等報告書等」という。）は、市長等に係るものについては市長において、議員に係るものについては議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 市民は、市長又は議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。

- 3 市民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に利用するものとする。

（政治倫理審査会の設置等）

第11条 政治倫理確立に関する必要な調査、審議をするため、法第138条の4第3項の規定により、天理市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員は、7人以内とし、第14条に規定する調査に関して専門的知識を有する者及び法第18条に規定する選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。

- 3 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 審査会の委員は、任期が満了した場合においても、後任の委員が委嘱されるまでの間その職務を行う。

- 5 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

（守秘義務等）

第12条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 審査会の委員は、特定の政党、候補者、市長等若しくは議員を支援し、若しくはこれらのものに不利益を与え、又は市政に影響を及ぼす目的のために、その職務を利用してはならない。

- 3 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

（審査会の職務）

第13条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 次条第1項に規定する市民（市内に居住する者で年齢が18歳以上のもの。同条及び第16条において同じ。）の調査請求について必要な調査を行い、意見書を市長に提出すること。

- (2) この条例による政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項について調査、答申をし、又は建議すること。

（市民の調査請求権）

第14条 市民は、次に掲げる事由があるときは、これを証する資料を添えて、市長等に係るものにあつては市長に、議員に係るものにあつては議長に調査を請求することができる。

- (1) 政治倫理基準に反する疑いがあるとき。

- (2) 請負契約等に関する遵守事項に反する疑いがあるとき。

- (3) 資産等報告書等に疑義があるとき。

- 2 前項の規定により調査の請求があつたときは、議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに審査会に提出し、調査を求めなければならない。

- 3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、調査を求められた日から90日以内に調査結果について意見書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、議員に係る意見書について、その写しを速やかに議長に送付しなければならない。

- 5 市長及び議長は、請求者に対して、意見書の写しを速やかに送付するとともに、市民の閲覧に供しなければならない。

- 6 市長は、意見書の要旨を広報紙等に掲載しなければならない。

- 7 意見書の閲覧期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

（市長等及び議員の協力義務）

第15条 市長等及び議員は、審査会から求められたときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明しなければならない。

（贈収賄罪宣告後における説明会）

第16条 市長等又は議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定

める贈収賄罪により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該市長等又は議員は、説明会に出席して釈明しなければならない。

2 前項の説明会において、市民は、当該市長等又は議員に質問することができる。

(贈収賄罪の確定後の措置)

第17条 市長等又は議員は、前条第1項の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定に該当することにより失職する場合を除き、その名誉と品位を守り市民の信頼を回復するため、辞職手続をとるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び議会がそれぞれ規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市長等及び議員である者の改正後の天理市政治倫理条例(以下「新条例」という。)第4条の規定の適用については、同条中「その職に就任後」とあるのは「この条例の施行の日(以下「施行日」という。)後」と、新条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「任期開始の日」とあるのは「施行日」と、新条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「任期開始の日」とあるのは「施行日」とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の天理市政治倫理条例(以下「旧条例」という。)第2条から第4条までの規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書については、新条例の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第6条の規定により審査会の委員として委嘱されている者は、その任期が満了するまでの間は、新条例第11条の規定により委嘱されたものとみなす。

5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第8条の規定によりなされた市民の審査請求については、なお従前の例による。

(適用区分)

6 新条例第16条及び第17条の規定は、施行日以後に起訴された者について適用し、施行日前に起訴された者については、なお従前の例による。

(天理市議会基本条例の一部を改正する条例)

7 天理市議会基本条例(平成21年6月天理市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第21条中「天理市政治倫理条例(平成5年8月天理市条例第17号)」を「天理市政治倫理条例(平成23年3月天理市条例第1号)」に改める。

(平成23年3月30日掲示済)

天理市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第2号

天理市特別会計条例の一部を改正する条例

天理市特別会計条例(昭和39年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の天理市特別会計条例の規定による老人保健特別会計の平成22年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

(平成23年3月30日掲示済)

天理市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第3号

天理市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市中心身障害者医療費助成条例(昭和48年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「奈良県から」を「奈良県の」に改め、「療育手帳」の次に「(当該手帳の交付

の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。)を加える。

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

(平成23年 3月30日掲示済)

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 4 号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例(昭和34年 3月天理市条例第 8号)の一部を次のように改正する。

第 8条中「第72条の 5」を「第72条の 4」に改める。

第11条の 3第 2号中「法第72条の 4第 1項の規定による繰入金、法第72条の 5」を「法第72条の 4」に改める。

第13条第 1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第 15条」を「(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条」に改める。

第14条中「、第15条の 4、第15条の10及び第15条の11」を「及び第15条の 4」に改める。

第15条の10を次のように改める。

第15条の10 削除

第19条第 1項第 1号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第19条の 2中「。第 2項」を「。次項」に改める。

附則第 2条(見出しを含む)中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成25年度までの各年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成23年 3月30日掲示済)

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 5 号

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

(天理市道路占用料に関する条例の一部改正)

第 1条 天理市道路占用料に関する条例(昭和29年 9月天理市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第 2条関係)

占用の種類	単位	占用料(円)	備考
第一種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	560	組立鉄柱又はH柱は、2本とみなす。
第二種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		860	
第三種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,200	
第一種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		500	
第二種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		800	
第三種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,100	
その他の柱類		50	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	

地下電線その他地下に設ける線類			3	
路上に設ける変圧器		1個につき1年	490	
地下に設ける変圧器		占有面積1平方メートルにつき1年	300	
公衆電話所		1個につき1年	1,000	
郵便差出箱			420	
地下埋設物類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300	
	外径が1メートル以上のもの		600	
アーケード		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	日覆を含む。
地下街及び地下室			近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額	階数が1のもの
通路	上空に設けるもの		1,000	こ道橋を含む。
	地下に設けるもの		610	
	その他のもの	1,000	橋その他これに類する施設を含む。	
板囲、足場、さく等の工費用施設類		占有面積1平方メートルにつき1月	200	
仮設建築物		占有面積1平方メートルにつき1月	200	工費用資材置場、盤台、露店その他これらに類するもの

広告物類	看板	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	200	添加広告物を含む。
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	2,000	
		その他のもの		1,000	
	広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000	
標識		1 本につき 1 年	800		
その他の工作物、物件又は施設		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	近傍類似の土地の時価に 0.016 を乗じて得た額	倉庫、店舗その他これらに類するもの	
その他前各項により難い占用		—	前各項に準じて市長が定める額		

(天理市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 2 条 天理市法定外公共物管理条例 (平成16年 9 月天理市条例第19号) の一部を次のように改正する。

別表 (備考以外の部分に限る。) を次のように改める。

別表 (第 6 条関係)

区分	単位	占用料 (円)	
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物	1 本につき 1 年	第 1 種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	560
		第 2 種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	860
		第 3 種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1,200
		第 1 種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	500
		第 2 種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	800
		第 3 種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1,100
		その他の柱類並びにその支柱、支線柱及び支線	50
	長さ 1 メートルにつき 1 年	共架電線その他上空に設ける線類	5
		地下電線その他地下に設ける線類	3
	1 個につき 1 年	路上に設ける変圧器	490
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1,000
		郵便差出箱	420
	地下に設ける変圧器	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	300

水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300
	外径が1メートル以上のもの		600
通路	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000
	地下に設けるもの		610
	通路橋及び進入路		230
広告物類	看板(添加広告物を含む。)	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
板囲、足場、さく等の工事用施設類		占有面積1平方メートルにつき1月	200
その他前各項により難い占有		—	前各項に準じて市長が定める額

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日掲示済)

天理市都市計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第6号

天理市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

天理市都市計画審議会条例(昭和44年10月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部都市計画課」を「建設部まちづくり計画課」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日掲示済)

天理市上下水道事業経営審議会条例をここに公布する。

平成23年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第7号

天理市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 本市の水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)の経営に関する事項を審議するため、天理市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、天理市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じて、上下水道事業に関する重要な事項を調査及び審議するほか、上下水道事業の経営に関する基本的な事項について、管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会の議員

(3) 公共的団体を代表する者

(4) 公募による市民

(5) その他管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道局経営課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中第47号を第48号とし、第46号の次に次の1号を加える。

47	上下水道事業経営審議会の委員	日額	11,000円	同上
----	----------------	----	---------	----

別表備考第3項中「第47号」を「第48号」に改める。

(平成23年3月31日揭示済)

天理市老人医療費助成条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第8号

天理市老人医療費助成条例を廃止する条例

天理市老人医療費助成条例(昭和46年12月天理市条例第36号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年7月31日以前に行われた医療に係るこの条例による廃止前の天理市老人医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成23年3月31日揭示済)

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第9号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例(昭和34年3月天理市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「38万円」を「42万円」に改める。

附則第4条を削り、附則第5条を附則第4条とし、附則第6条を附則第5条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、平成23年 4 月 1 日以後の出産により支給すべき一時金について適用し、同日前の出産により支給すべき一時金の額については、なお従前の例による。

規 則

(平成23年 3 月30日掲示済)

天理市長等の政治倫理に関する規則をここに公布する。

平成23年 3 月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 2 号

天理市長等の政治倫理に関する規則

天理市長の政治倫理に関する規則 (平成 6 年 3 月天理市規則第 3 号) の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、天理市政治倫理条例 (平成23年 3 月天理市条例第 1 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(誓約書)

第 2 条 条例第 4 条の誓約書は、様式第 1 号によるものとする。

(辞退届)

第 3 条 条例第 5 条第 3 項の辞退届は、請負契約等の辞退届 (様式第 2 号) によるものとする。

(資産等報告書及び資産等補充報告書)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第 6 条第 1 項第 5 号の株券は、資本金の額が 1 億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 5 号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

2 条例第 6 条第 1 項第 6 号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第 6 条第 1 項第 6 号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第 6 条第 1 項第 6 号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第 6 条第 1 項第 6 号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第 6 条 条例第 6 条第 1 項の資産等報告書は、様式第 3 号によるものとする。

2 条例第 6 条第 2 項及び第 3 項の資産等補充報告書は、様式第 4 号によるものとする。

(所得等報告書)

第 7 条 条例第 7 条第 1 号イの規則で定める所得の金額は、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第 2 条第 1 項第22号に規定する各種所得の金額 (退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。) のうち、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第 8 条 条例第 7 条の所得等報告書は、様式第 5 号によるものとする。

(税等の納付状況報告書)

第 9 条 条例第 8 条の税等の納付状況の報告書は、様式第 6 号によるものとする。

(関連会社等報告書)

第10条 条例第 9 条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第11条 条例第 9 条の関連会社等報告書は、様式第 7 号によるものとする。

(期限等の特例)

第12条 条例第10条第 1 項に規定する資産等報告書等 (以下「資産等報告書等」という。) の提出の期限が、天理市の休日定める条例 (平成元年 3 月天理市条例第 4 号) 第 1 条第 1 項に規定する市の休日 (以下「市の休日」という。) に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第14条第 1 項に規定する資産等報告書等の閲覧を行うことができる最初の日 (以下「閲覧開始日」という。) が、市の休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

(資産等報告書等の訂正)

第13条 市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者 (以下「市長等」という。) は、資産等報告書等を訂正しようとするときは、資産等報告書等訂正届 (様式第 8 号) を市長に提出しなければならない。

2 市長等は、資産等報告書等を訂正するときは、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年

月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(資産等報告書等の閲覧)

第14条 条例第10条第2項の規定による資産等報告書等の閲覧は、当該資産等報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から行うことができる。

2 資産等報告書等の閲覧をしようとする者は、資産等報告書等閲覧申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 資産等報告書等の閲覧は、市長が指定する場所で、市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行わなければならない。

4 資産等報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 資産等報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 第2項から前項までの規定に違反する者に対しては、市長は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(資産等報告書等の写しの作成)

第15条 複写機による資産等報告書等の写しの作成(以下「写しの作成」という。)をしようとする者は、資産等報告書等写し作成申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 写しの作成は、資産等報告書等ごとに1年分を1単位として行い、その部数は、1単位につき1部とする。

3 写しの作成に要する費用は、当該作成する者の負担とする。

(閲覧者の責務)

第16条 第14条の規定により資産等報告書等の閲覧を行った者及び前条の規定により写しの作成を行った者は、それによって得た情報を適正に使用するとともに、その情報を濫用することのないよう努めなければならない。

(調査請求書等)

第17条 条例第14条第1項の規定により調査の請求をしようとする者は、調査請求書(様式第11号)に、同項に規定する資料を添えて市長に提出しなければならない。

(説明会)

第18条 条例第16条第1項の説明会の開催請求は、説明会開催請求書(様式第12号)によるものとする。

2 市長は、条例第16条第1項の規定により説明会を開催するときは、その日時、場所その他必要な事項を定め、開催日の7日前までに告示しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

天理市長 様

誓 約 書

氏名

私は、天理市政治倫理条例に規定する次の事項を遵守することを固く誓います。

- (1) 政治倫理基準
- (2) 請負契約等に関する遵守事項
- (3) 資産等報告書等の提出に関する遵守事項
- (4) その他条例に定められている事項

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

天理市長 様

(提出者)

職

氏名

㊟

(法人との関係

)

(法人等)

名称

住所

氏名

㊟

請負契約等の辞退届

天理市政治倫理条例第5条第3項の規定により、市等が行う請負契約等を辞退することを届け出ます。

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

資 産 等 報 告 書

天理市長 様

氏名

印

1 土地

所 在	地 目	面 積	固 定 資 産 税 の 額	摘 要
		m ²	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	㎡	

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²	固定資産税の 課税標準額 円	摘 要

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が50万円を超えるものに限る。）

自動車

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

船舶

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

航空機

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

美術工芸品

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

10 信託

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

11 貯蓄性保険

種 類	保 険 会 社 名

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

天理市長 様

氏名

印

1 土地

所 在	地 目	面 積	固 定 資 産 税 の 額 課 税 標 準	摘 要
		m ²	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m ²	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

所 在	種 類	構 造	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘 要
			m ²	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金

預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種類	銘	柄	株 数
株			株
券			

6 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が50万円を超えるものに限る。）

自動車

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

船舶

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

航空機

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

美術工芸品

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

10 信託

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

11 貯蓄性保険

種 類	保 険 会 社 名

様式第5号 (第8条関係)

年 月 日

所得等報告書

天理市長 様

氏名 Ⓐ

	所得の種類	所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・雑所得		
	山林所得		

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

様式第6号 (第9条関係)

年 月 日

税等の納付状況報告書

天理市長 様

氏名 ㊞

	納付(納入)した額	未納額	摘要
所得税	円	円	
事業税			
市県民税			
固定資産税			
国民健康保険料			

- (注) 1 前年度分の税等(所得税及び事業税については前年分)の納付(納入)した額及び未納額を記入する。
- 2 未納額は、納期期限が到来していない分を除く。
- 3 固定資産税については、共有名義の固定資産税を含む。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

関連会社等報告書

天理市長 様

氏名

印

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名

- (注) 1 4月1日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

資産等報告書等訂正届

天理市長 様

氏名

㊟

資産等報告書等の記載事項を次のとおり訂正します。

年 度	
報 告 書 名	
訂 正 事 項	

様式第9号 (第14条関係)

年 月 日

資産等報告書等閲覧申請書

天理市長 様

住 所
氏 名

資産等報告書等の閲覧を次のとおり申請します。

年 度	年 度 分
報告書名 (○で囲む。)	資産等報告書 資産等補充報告書 所得等報告書 税等の納付状況報告書 関連会社等報告書

様式第10号 (第15条関係)

年 月 日

資産等報告書等写し作成申請書

天理市長 様

住 所

氏 名

資産等報告書等の写しの作成を次のとおり申請します。

年 度	対 象 者	報 告 書 名	枚 数

実費負担額 円 × 枚 = 円

様式第11号（第17条関係）

年 月 日

調査請求書

天理市長 様

請求者 住 所

氏 名

天理市政治倫理条例第14条第1項の規定により、次のとおり調査を請求します。

1 調査の必要があると認められる者の氏名

2 調査の事由

- (1) 政治倫理基準に反する疑いがある。
- (2) 請負契約等に関する遵守事項に反する疑いがある。
- (3) 資産等報告書等に疑義がある。

3 調査請求の要旨 (1,000字以内)

(注) 調査の必要性を証する書面を添付すること。

様式第12号 (第18条関係)

年 月 日

説明会開催請求書

天理市長 様

氏 名 ㊟

天理市政治倫理条例第16条第1項の規定により、説明会の開催を請求します。

(平成23年 3月30日 掲示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 3 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和44年 4月天理市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第16条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

第32条第 1 号中「100分の130」を「100分の135」に改め、同条第 2 号中「100分の60」を「100分の65」に改める。

附則第 6 項中「平成23年 3月31日」を「平成24年 3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1 日から施行する。

(平成23年 3月30日 掲示済)

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 4 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和55年 3月天理市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第 7 才の表中

を

に改める。

74	73
75	74
76	74
77	75
77	75
78	76
78	76
79	77
79	78
80	79
80	80
81	81
81	81
81	81
82	81
82	82
82	82
83	82
83	82
83	83
84	83
84	83
84	83
85	84
85	84
85	84
85	84
86	85

86	85
86	85
86	86
87	86
87	86
87	87
87	87
88	87

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

(平成23年 3月30日掲示済)

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 5 号

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則(昭和62年 3月天理市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表備考第 3 項第 3 号イを次のように改める。

イ 奈良県の療育手帳(当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。)の交付を受けた者

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

(平成23年 3月30日掲示済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 6 号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則(昭和48年 2月天理市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第33条第 2 項中「3.6パーセント」を「3.1パーセント」に改める。

様式第 4 号建設工事請負契約書第34条第 6 項、第45条第 2 項及び第 3 項、第50条第 3 項並びに第52条第 3 項中「3.6パーセント」を「3.1パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第33条第 2 項並びに様式第 4 号建設工事請負契約書第34条第 6 項、第45条第 2 項及び第 3 項、第50条第 3 項並びに第52条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(平成23年 3月31日掲示済)

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 7 号

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(天理市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 天理市事務分掌規則(平成 9 年 3月天理市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第2条総務部の項中「防災課 防災係」を「防災課 防災係 災害支援係」に改め、同条環境経済部の項中「業務課 管理係 施設整備係 業務係」を「業務課 管理係 施設整備係 業務係 建設企画室 建設企画係」に改め、同条建設部の項中「土木課 管理係 工務係 維持一係 維持二係」を「土木課 管理係 工務係 維持係」に、「住宅課 管理係 建築係 営繕係」を「住宅課 管理係 企画係 営繕課 建築係 保全係」に、「都市計画課 計画係 開発指導係 街路公園係 用地補償係」を「まちづくり計画課 計画係 開発指導係」に、「市街地整備課 事業係 区画整理係 グリーンテクノ福住開発係」を「まちづくり事業課 用地補償係 街路公園係 区画整理推進室 区画整理係」に改める。

第10条防災係の項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 危機管理の総合調整及び対策に関すること。

第10条防災係の項に次の1号を加える。

(13) 課の庶務に関すること。

第10条に次の1項を加える。

災害支援係

(1) 被災者の支援に係る総合対策に関すること。

(2) 被災者の支援に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 被災者の支援に係る庁内各課の総合調整に関すること。

第10条の2交通対策係の項第6号中「コミュニティバス」の次に「及びデマンド交通」を加える。

第20条健康推進係の項第3号中「及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）」を「、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成7年法律第94号）及び食育基本法（平成17年法律第63号）」に改め、同項第11号中「及び健康づくり推進協議会」を削る。

第25条の3管理係の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号及び第5号を2号ずつ繰り上げ、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号から第11号までを3号ずつ繰り上げる。

第25条の3に次の1項を加える。

2 建設企画室の事務分掌は、次のとおりとする。

建設企画係

(1) 一般廃棄物処理施設の整備計画の策定及び実施に関すること。

(2) 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関すること。

(3) 家庭ごみ有料化実施に係る調査、研究及び企画に関すること。

第26条管理係の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) JR長柄駅前広場に関すること。

第27条維持一係の項中「維持一係」を「維持係」に改め、同項第1号中「河川」の次に「、調整池」を加え、同項に次の2号を加える。

(5) 公園（自然公園を除く。）の維持管理に関すること。

(6) 街路の植栽及び天理駅前広場の緑地の維持管理に関すること。

第27条維持二係の項を削る。

第28条管理係の項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「市営住宅」を「市営住宅等」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号中「市営住宅」を「市営住宅等」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 市営住宅等の行政財産使用許可に関すること。

第28条管理係の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第4号とし、同条建築係の項を次のように改める。

企画係

(1) 住宅施策に関すること。

(2) 市営住宅等建設事業の認可手続に関すること。

(3) 市営住宅等建設事業の計画及び実施に関すること。

(4) 市営住宅等建設事業に必要な土地等の取得及び補償に関すること。

(5) 特定優良賃貸住宅の申請手続事務及び補助金に関すること。

(6) 住宅に係る耐震診断及び耐震改修工事の補助金に関すること。

(7) 住宅に係る調査及び相談に関すること。

第28条営繕係の項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(営繕課の事務)

第28条の2 営繕課の事務分掌は、次のとおりとする。

建築係

- (1) 公共施設建築物及び附帯施設の建築工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 公共施設建築物の耐震化工事等の設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 公共施設建築物建設計画の建築技術の助言に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

保全係

- (1) 公共施設建築物及び附帯施設の営繕工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 公共施設建築物及び附帯施設の保全計画に係る企画及び調査に関すること。
- (3) 公共施設建築物保全計画の建築技術の助言に関すること。
- (4) 公共施設建築物及び附帯施設の災害等調査に関すること。
- (5) 建築の技術に関すること。

第29条の見出し及び同条中「都市計画課」を「まちづくり計画課」に改め、同条計画係の項第4号中「。以下この条において同じ」を削り、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

- (9) グリーンテクノ福住開発事業に関すること。

第29条街路公園係の項及び用地補償係の項を削る。

第32条を次のように改める。

(まちづくり事業課の事務)

第32条 まちづくり事業課の事務分掌は、次のとおりとする。

用地補償係

- (1) 都市計画事業(土地区画整理事業、下水道事業及び自然公園に係る事業を除く。以下この条において同じ)に係る土地等の調査及び補償費の積算に関すること。
- (2) 都市計画事業に必要な土地等の取得及び補償に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

街路公園係

- (1) 都市計画事業の実施設設計、施行及び工事監督に関すること。
- (2) 工事用土地及び物件の借入並びに補償に関すること。
- (3) 緑化推進に関すること。

2 区画整理推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

区画整理係

- (1) 土地区画整理事業(以下この項において「事業」という。)の事務手続に関すること。
- (2) 事業の実施設設計、施行及び補償に関すること。
- (3) 事業の換地計画の立案、実施、認可及び処分に関すること。
- (4) 事業施行地区内の建築行為等の許可申請に関すること。
- (5) 事業の保留地の処分に関すること。
- (6) 事業の清算金に関すること。
- (7) 事業施行地区内の町界、町名及び地番の整理に関すること。
- (8) 事業の登記に関すること。
- (9) 土地区画整理審議会及び土地区画整理評価員に関すること。
- (10) 組合施行等の事業の推進に関すること。
- (11) 地区計画等に関すること。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 給料等の支給に関する規則(昭和44年4月天理市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項中

「

公室長
部長
理事
参与
事務局長

を

」

「
 公室長
 部長
 理事
 参与
 事務局長
 会計管理者
 」

に、

「
 参事
 環境クリーンセンター所長
 公室次長
 部次長
 看護部長及び事務局次長
 会計管理者
 」

を

「
 参事
 環境クリーンセンター所長
 公室次長
 部次長
 看護部長及び事務局次長
 」

に、

「土木課維持一係長及び維持二係長」を「土木課維持係長」に、「土木課維持一係主任及び維持二係主任」を「土木課維持係主任」に改める。

同表監査委員の事務局の項中

「

局長補佐	48,000円
------	---------

 を

「

次長	54,000円
----	---------

 に改める。
 」

同表教育委員会の項中

「

室長 課長補佐 指導主事

 を

「

課長補佐 指導主事

 に改める。
 」

(天理市会計規則の一部改正)

第3条 天理市会計規則(昭和45年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

総務部総務課		総務部総務課	(現)(物)文書行政係長及び係員 (現)管財係長及び係員	
	課長	入札審査室	(現)審査係長	を

総務部総務課	課長	総務部総務課	(現)(物)文書行政係長及び係員 (現)管財係長及び係員
総務部総務課入札審査室	担当課長	総務部総務課入札審査室	(現)審査係長及び係員

に、

建設部都市計画課	課長	建設部都市計画課	(現)計画係長 (現)開発指導係長 (物)街路公園係長
建設部市街地整備課	課長	建設部市街地整備課	(物)事業係長 (現)(物)区画整理係長

を

建設部まちづくり計画課	課長	建設部まちづくり計画課	(現)計画係長 (現)開発指導係長
建設部まちづくり事業課	課長	建設部まちづくり事業課	(物)街路公園係長
建設部まちづくり事業課区画整理推進室	担当課長	建設部まちづくり事業課区画整理推進室	(現)(物)区画整理係長

に改める。

別表第2中

総務課長	天理市情報公開条例及び天理市個人情報保護条例に基づく公文書の写しの作成及び送付要する費用の収納	(現)(物)文書行政係長及び係員
	資産等報告書等の写しの作成に要する費用の収納	
	郵便切手等の出納及び保管	
	公有財産、財産区財産等に係る徴収金の収納	(現)管財係長及び係員
	所管に係る徴収金の収納	(現)審査係長

を

総務課	天理市情報公開条例及び天理市個人情報保護条例に基づく公文書の写しの作成及び送付要する費用の収納	(現)(物)文書行政係長及び係員
	資産等報告書等の写しの作成に要する費用の収納	
	郵便切手等の出納及び保管	
	公有財産、財産区財産等に係る徴収金の収納	(現)管財係長及び係員
総務課入札審査室担当課長	所管に係る徴収金の収納	(現)審査係長及び係員

に、

住宅課長	市営住宅の使用料、敷金及びその附帯金の収納	(現)管理係長及び係員
都市計画課長	所管に係る徴収金の収納	(現)計画係長
	優良宅地造成認定申請手数料及び優良住宅新築認定申請手数料の収納	(現)開発指導係長
	屋外広告物許可申請手数料の収納	
市街地整備課長	所管に係る工事中用原材料の収納及び保管	(物)街路公園係長
	所管に係る工事中用原材料の収納及び保管	(物)事業係長
	保留地処分金等の収納	(物)区画整理係長 (現)区画整理係長

を

住宅課長	市営住宅の使用料、敷金及びその附帯金の収納	(現)管理係長及び係員
	行政財産使用料の収納	
まちづくり計画課長	所管に係る徴収金の収納	(現)計画係長
	優良宅地造成認定申請手数料及び優良住宅新築認定申請手数料の収納	(現)開発指導係長
	屋外広告物許可申請手数料の収納	
まちづくり事業課長	所管に係る工事中用原材料の収納及び保管	(物)街路公園係長
まちづくり事業課区画整理推進室担当課長	所管に係る工事中用原材料の収納及び保管	(物)区画整理係長
	保留地処分金等の収納	(現)区画整理係長
	行政財産使用料の収納	

に改める。

(天理市ラブホテル建築等規制条例施行規則の一部改正)

第4条 天理市ラブホテル建築等規制条例施行規則(昭和59年6月天理市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第13条中「建設部都市計画課」を「建設部まちづくり計画課」に改める。

(天理市屋外広告物の設置許可等に関する規則の一部改正)

第5条 天理市屋外広告物の設置許可等に関する規則(平成14年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条の3中「建設部都市計画課」を「建設部まちづくり計画課」に改める。

(大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理審議会会議規則の一部改正)

第6条 大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理審議会会議規則(平成18年10月天理市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第10条中「建設部市街地整備課」を「建設部まちづくり事業課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第8号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年3月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2第20号を次のように改める。

<p>20 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
---	------------------

別表第2第22号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に、「通勤」を「退勤」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

(平成23年 3月31日揭示済)

天理市老人医療費助成条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第9号

天理市老人医療費助成条例施行規則を廃止する規則

天理市老人医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第29号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（天理市母子医療費助成条例施行規則の一部改正）
- 2 天理市母子医療費助成条例施行規則（昭和53年 3月天理市規則第1号）の一部を次のように改正する。
様式第4号中 「老人・乳幼児
心身障害者・母子」 を「乳幼児・心身障害者・母子」に、
「老・乳幼」を「乳幼」に、「老・幼」を「幼」に改める。
（天理市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部改正）
- 3 天理市乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第27号）の一部を次のように改正する。
様式第5号中 「老人・乳幼児
心身障害者・母子」 を「乳幼児・心身障害者・母子」に、
「老・乳幼」を「乳幼」に、「老・幼」を「幼」に改める。
（天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正）
- 4 天理市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第28号）の一部を次のように改正する。
様式第4号中 「老人・乳幼児
心身障害者・母子」 を「乳幼児・心身障害者・母子」に、
「老・乳幼」を「乳幼」に、「老・幼」を「幼」に改める。
（経過措置）
- 5 この規則の施行の際現に改正前の天理市母子医療費助成条例施行規則、天理市乳幼児医療費助成条例施行規則及び天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている医療費助成金交付請求書の用紙で残部のあるものについては、改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

訓 令

天理市訓令甲第1号

天理市事務処理規程（昭和40年 1月天理市訓令甲第 1号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3月31日

天理市長 南 佳 策

別表 1 に備考として次のように加える。

備考 規則第 2 条に規定する室を担当する課長を置く場合にあっては、当該室に係る専決事項については、当該課長限りで専決するものとする。

別表 2 総務課の項中

総務課	文書管理	を	総務課	文書管理	に改め、
	市公報の発行			市公報の発行	
	市例規集の整理			市例規集の整理	
	財産管理			財産管理	
	庁舎管理			庁舎管理	
	物品の購入等の供給決定及び支出負担行為兼支出命令			物品の購入等の供給決定及び支出負担行為兼支出命令	
	不用品の処分			不用品の処分	
	物品の規格及び単価表			物品の規格及び単価表	
	入札資格審査			入札資格審査	
	不正行為の排除			不正行為の排除	
建設工事の検査員の選定	建設工事の検査員の選定				
			総務課 入札審査室		

同表防災課の項中

国民保護	国民保護に関すること。		を
------	-------------	--	---

国民保護	国民保護に関すること。		
災害支援	被災者の支援に係る総合対策に関すること。	被災者の支援に係る関係機関との連絡調整に関すること。	

に改め、同表健康推進課の項中「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に、「老人保健法及び障害者基本法」を「健康増進法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び食育基本法」に改め、同表農林課の項中

工事の指導及び監督		工事の指導及び監督に関すること。	を
-----------	--	------------------	---

工事の指導及び監督		工事の指導及び監督に關すること。
行政財産の使用	行政財産使用料の減免に關すること。	行政財産使用の許可に關すること。

に改め、同表監理課の項を次のように改める。

監理課	道路占用許可		道路占用の許可に關すること。
	道路占用料の減免	道路占用料の減免に關すること（国又は地方公共団体その他公共団体（以下この表において「国等」という。）を除く。）。	道路占用料の減免に關すること（国等に關する。）。
	法定外公共物占用許可		法定外公共物占用等の許可に關すること。
	法定外公共物占用料の減免	法定外公共物占用料の減免に關すること（国等を除く。）。	法定外公共物占用料の減免に關すること（国等に關する。）。
	道路交通法に基づく申請		工事の施行に伴う道路交通法に基づく申請に關すること。
	境界明示		道路及び橋梁の境界明示に關すること。
監理課 地籍調査推進室	地籍調査	地籍調査事業の計画及び実施に關すること。	地籍調査事業に係る関係機関との連絡調整に關すること。
	証明書の発行		地籍調査事業に伴う証明書の発行に關すること。

別表2 住宅課の項から市街地整備課の項までを次のように改める。

住宅課	市営住宅	市営住宅入居者選考及び実施調査に關すること。 市営住宅の使用許可及び管理に關すること。 市営住宅の入居者の入替えの決定に關すること。 市営住宅の家賃の調定、減免及び割増賃料の決定に關すること。 市営住宅の軽度の損傷に係る賠償の決定に關すること。	不動産の登記手續に關すること。 市営住宅入居者の収入調査に關すること。 市営住宅の火災保険に關すること。
	行政財産使用許可		行政財産使用の許可に關すること。
	行政財産使用料の減免	行政財産使用料の減免に關すること（国等を除く。）。	行政財産使用料の減免に關すること（国等に關する。）。
	住宅施策	住宅施策の企画に關すること。	住宅施策の調査及び研究に關すること。
	市営住宅建設事業	市営住宅建設事業の認可手續に關すること。	
	特定優良賃貸住宅	特定優良賃貸住宅の申請手續事務及び補助金に關する	

	耐震補助	ること。 住宅に係る耐震診断及び耐震改修工事の補助金に関すること。	
営繕課	工事の調査及び設計、監督	公共施設建築物及び附帯施設の建設、営繕工事の設計、施工及び監督に関すること。 公共施設建築物の耐震化工事等の設計、施工及び監督に関すること。 公共施設建築物及び附帯施設の災害等調査に関すること。	公共建築物及び附帯施設の建設計画、保全計画に係る建築技術の助言に関すること。
まちづくり計画課	都市計画に係る意見	建築基準法に基づく都市計画に係る意見に関すること。	
	都市計画事業の調査及び設計	都市計画事業の調査及び設計に関すること。	
	都市計画街路等の現場明示		都市計画街路等の現場明示に関すること。
	証明書の発行		都市計画事業に伴う証明書の発行に関すること。
	各種開発の調整及び指導	各種開発の調整及び指導に関すること。	
	屋外広告物	屋外広告物の許可及び変更許可に関すること。 屋外広告物の許可の取消しその他の措置に関すること。 違反広告物の除却その他の措置に関すること。	
まちづくり事業課	公園事業の調査及び設計	公園事業の調査及び設計に関すること。	
	工事の指導及び監督		工事の指導及び監督に関すること。
	道路交通法に基づく申請		工事の施工に伴う道路交通法に基づく申請に関すること。
まちづくり事業課	土地区画整理事業	土地区画整理事業の立案、実施及び許可に関すること。	土地区画整理事業の実施設計に関すること。
	地区計画等	地区計画等の立案及び実施に関すること。	
	工事の指導及び監督		工事の指導及び監督に関すること。

区画整理推進室	証明書の発行		土地区画整理事業に伴う証明書の発行に関する事 こと。
	行政財産使用許可		行政財産使用の許可に関 すること。
	行政財産使用料の減免	行政財産使用料の減免に 関すること（国等を除 く。）。	行政財産使用料の減免に 関すること（国等に 限る。）。

別表2に備考として次のように加える。

備考 規則第2条に規定する室を担当する課長を置く場合にあっては、当該室に係る専決事項については、当該課長限りで専決するものとする。

別表3を次のように改める。

別表3（第5条関係）

環境クリーンセンターにおける部長、所長及び課長の個別の専決事項

区分	事務の種類	部長の専決事項	所長の専決事項	課長の専決事項
業務課	センターの管理及び運営		センターの管理及び運営に 関すること。	
	ごみ処理施策	ごみ処理施策の企画及び立案 に関する事 こと。	ごみ処理施策の調整に 関すること。	軽易なごみ処理 施策の調整に 関すること。
	ごみ処理手数料の調定及び減免		ごみ処理手数料の調定及び減 免に 関すること。	
	ごみ処理施設			ごみ処理施設の 管理に 関すること。
	再資源化及び再利用	廃棄物の再資源化及び再利用 の企画に 関すること。	廃棄物の再資源化及び再利用 に係る調整に 関すること。	廃棄物の再資源 化及び再利用の 促進に 関すること。
	し尿処理施策	し尿処理施策の企画及び立案 に関する事 こと。	し尿処理施策の調整に 関すること。	軽易なし尿処理 施策の調整に 関すること。
	し尿処理手数料の調定及び減免		し尿処理手数料の調定及び減 免に 関すること。	
	し尿処理施設			し尿処理施設の 管理に 関すること。
業務課建設企画室	一般廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設整備計画 の立案に 関すること。	一般廃棄物処理施設整備計画 に係る調整に 関すること。	一般廃棄物処理 施設整備計画に 係る資料の収集 及び作成に 関すること。
	一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画の企画 に 関すること。	一般廃棄物処理基本計画に係 る調整に 関すること。	一般廃棄物基本 計画に係る資料 の収集及び作成 に 関すること。
	家庭ごみ有料化	家庭ごみ有料化実施に係る企画 に 関すること。	家庭ごみ有料化実施に係る調 整に 関すること。	家庭ごみ有料化 実施に係る調査 及び研究に 関すること。

備考 規則第2条に規定する室を担当する課長を置く場合にあっては、当該室に係る専決事項については、当該課長限りで専決するものとする。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

天理市訓令甲第2号

天理市土地利用計画策定会議規程（昭和56年 5月天理市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3月31日

天理市長 南 佳 策

別表中「都市計画課長」を「まちづくり計画課長」に改める。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

天理市訓令甲第3号

天理市土地利用調整会議設置規程（平成元年 3月天理市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3月31日

天理市長 南 佳 策

第8条中「建設部都市計画課」を「建設部まちづくり計画課」に改める。

別表第2建設部の項中「都市計画課長 市街地整備課長」を「まちづくり計画課長 まちづくり事業課長」に改める。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

天理市訓令甲第4号

天理市文書取扱規程（昭和62年 3月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

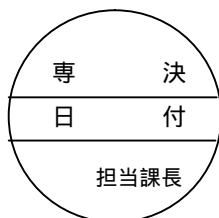
平成23年 3月31日

天理市長 南 佳 策

第34条第3項中「又は様式第15号」を「、様式第15号又は様式第15号の2」に改める。

様式第15号の次に次の1様式を加える。

様式第15号の2（第34条関係）



附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

天理市訓令甲第5号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成4年 6月天理市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3月31日

天理市長 南 佳 策

目次中「第18条」を「第19条」に改める。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（日々雇用職員の有給休暇）

第18条 新たに任用された日から起算して3月間継続勤務が見込まれる日々雇用職員（1週間当たりの勤務期間が4日以上であり、かつ、1日当たりの勤務時間が6時間以上の者に限る。）の有給休暇は、任用期間1月につき1日を基準として与える。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

天理市訓令甲第6号

天理市要介護認定調査員規程を次のように定める。
平成23年 3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市要介護認定調査員規程

(目的)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第2項及び第32条第2項に規定する調査（以下「認定調査」という。）を行うため、天理市要介護認定調査員（以下「認定調査員」という。）を設置し、その職務等について必要な事項を定めることを目的とする。

(任命)

第2条 認定調査員は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の7に規定する要件を満たし、認定調査の業務に適すると認められる者のうちから市長が任命する。

2 認定調査員の任期は、任命された日から当該年度の末日までとする。

3 認定調査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(履歴書等の提出)

第3条 認定調査員は、履歴書及び誓約書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(兼業の禁止)

第4条 認定調査員は、介護保険事業者の業務を行ってはならない。

(職務)

第5条 認定調査員は、次に掲げる職務に従事するものとする。

(1) 認定調査及び認定調査対象者との連絡調整に関すること。

(2) その他認定調査に関し必要な事項に関すること。

2 認定調査員は、市長が指示する日に登庁しなければならない。

3 認定調査員は、認定調査の結果を介護保険認定調査票及び調査業務報告書（様式第2号）に整理記載し、速やかに市長に提出しなければならない。

4 認定調査員は、市長が指定する研修を受講しなければならない。

(遵守事項)

第6条 認定調査員は、認定調査を行うに当たっては、常に誠実かつ公正・公平に職務を遂行し、認定調査の対象者やその家族に不愉快な思いを抱かせないように努めなければならない。

2 認定調査員は、職務上知り得た個人情報若しくは秘密を漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 認定調査員は、その職務を遂行するに当たっては、この規程に定めるもののほか、関係法令等を遵守し、市長の指示に従わなければならない。

(調査員証)

第7条 認定調査員には、天理市介護認定調査員証（様式第3号。以下「調査員証」という。）を交付する。

2 認定調査員は、職務従事中は調査員証を常に携帯し、認定調査を行うに当たっては、必ず調査対象者及びその関係者に提示しなければならない。

3 認定調査員は、退職し、又は解職されたときは、直ちに調査員証を返還しなければならない。

(調査件数)

第8条 認定調査員は、1月当たり30件以上の認定調査を行うよう努めなければならない。

(報酬)

第9条 認定調査員の報酬は、月額報酬とし、次に掲げる基本報酬と件数加算の合計額とする。

(1) 基本報酬

1月の調査件数	金額
1件 ~ 9件	10,000円
10件 ~ 14件	15,000円
15件 ~ 19件	20,000円
20件 ~ 24件	25,000円
25件 ~ 29件	30,000円
30件 ~ 34件	35,000円
35件 ~ 39件	40,000円
40件 ~ 44件	45,000円
45件以上	50,000円

(2) 件数加算

調査先	天理市役所からの直線距離	1件当たりの金額
市内	福住・山田地区以外	2,700円
	福住・山田地区	3,200円
市外	7km未満	3,000円
	7km～15km未満	3,500円
	15km以上	4,000円

2 市長は、翌月の20日までに認定調査員に月額報酬を支払うものとする。

(調査に係る経費)

第10条 認定調査に係る移動の手段は、認定調査員が自らの責任において確保するものとし、移動に要する経費は、認定調査員の負担とする。

2 市外への交通機関利用時の運賃、有料道路の通行料等は、実費支給とする。

3 認定調査に係る事務消耗品は、市長が支給するものとする。

(賠償責任)

第11条 認定調査員は、関係書類及び関係物品等を故意若しくは過失により亡失し、又は損傷したときは、直ちに市長に報告するとともに、その損害を補償しなければならない。

(退職等)

第12条 認定調査員は、退職しようとするときは、その1月前までに市長に申し出て承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 認定調査員は、疾病その他の事情により職務を行うことができないときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(解職)

第13条 市長は、認定調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

(1) 故意又は過失により市に損害を与えたとき。

(2) 心身の故障により職務遂行に支障があると認められるとき。

(3) 第6条に規定する遵守事項に違反したとき。

(4) その他認定調査員としての適性を欠くと認められるとき。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

告 示

(平成23年 3月 7日 掲示済)

天理市告示第75号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月 7日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年 3月 7日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 3月 7日から平成23年 5月 5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

6 返還時に必要なもの

- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
- (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話0743 - 62 - 7778
天理市総務部地域安全課 電話0743 - 63 - 1001

(平成23年 3月 7日 揭示済)

天理市告示第76号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月 7日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年 3月 7日

3 移動対象区域

天理市田部町5 1 0番地23先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 3月 7日から平成23年 5月 5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年 3月 8日 揭示済)

天理市告示第77号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月 8日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年 3月 8日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 3月 8日から平成23年 5月 6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年 3月 9日 揭示済)

天理市告示第78号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 3月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月 9日から平成23年 5月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 3月10日揭示済)

天理市告示第79号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 3月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月10日から平成23年 5月 8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 3月11日揭示済)

天理市告示第80号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年 3月11日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成23年 3月11日から平成23年 5月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成23年 3月11日揭示済)

天理市告示第81号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第 2項及び第 3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1項の規定により告示する。

平成23年 3月11日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年 3月11日

3 移動対象区域

天理市川原城町7 1 3番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 3月11日から平成23年 5月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成23年 3月14日揭示済)

天理市告示第82号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1項の規定により告示する。

平成23年 3月14日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年 3月14日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 3月14日から平成23年 5月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成23年 3月15日揭示済)

天理市告示第83号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1項の規定により告示する。

平成23年 3月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 3月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月15日から平成23年 5月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 3月16日揭示済)

天理市告示第84号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 3月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月16日から平成23年 5月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 3月16日揭示済)

天理市告示第85号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年 3月16日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町738番地先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 3月16日から平成23年 5月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成23年 3月16日揭示済）

天理市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成23年 3月16日

天理市長 南 佳 策

記

名 称	海知町自治会
規約に定める目的	・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 ・美化・清掃等区域内の環境の整備 ・集会施設の維持管理 ・防火用水としての海知池の維持管理
区 域	天理市海知町 1番地から657番地までの区域とする。
主たる事務所	天理市海知町 133番地
代表者の氏名及び住所	澤田 國一 天理市海知町 4番地 2
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	・地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を なければならない。
認可年月日	平成23年 3月16日

（平成23年 3月17日揭示済）

天理市告示第87号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月17日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年 3月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 3月17日から平成23年 5月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年 3月18日揭示済）

天理市告示第88号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月18日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年 3月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 3月18日から平成23年 5月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年 3月22日揭示済）

天理市告示第89号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月22日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年 3月22日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 3月22日から平成23年 5月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年 3月22日揭示済）

天理市告示第90号

山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約を次のように定める。

平成23年 3月22日

山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約

(目的)

第1条 山添村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、消費生活相談事業に関する事務の一部を天理市に委託し、天理市は、これを受託する。

(委託事務の範囲)

第2条 前条の規定により山添村が委託する事務(以下「委託事務」という。)の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- (4) 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- (5) 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、天理市の条例、規則等(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

2 天理市長は、条例等の制定又は改廃があったときは、遅滞なくその旨を山添村長に通知するものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「委託費」という。)は、山添村の負担とする。

2 委託費の額及び納付の方法は、天理市長と山添村長が協議して定める。

(連絡会議)

第5条 天理市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、山添村長と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要があるときは臨時に連絡会議を開くことができる。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、天理市長と山添村長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成23年 4月 1日から施行する。

(平成23年 3月23日揭示済)

天理市告示第91号

平成23年 3月18日付で議決のあった平成22年度天理市一般会計補正予算(第5号)、平成22年度天理市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、平成22年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)、平成22年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、平成22年度天理市立病院事業会計補正予算(第1号)及び平成22年度天理市下水道事業会計補正予算(第2号)の要領は、次のとおりである。

平成23年 3月23日

天理市長 南 佳 策

平成22年度天理市一般会計補正予算（第5号）

平成22年度天理市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354,529千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,749,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		7,855,891	△27,872	7,828,019
	1 市民税	3,194,510	△105,129	3,089,381
	2 固定資産税	3,626,673	67,305	3,693,978
	3 軽自動車税	116,818	2,534	119,352
	5 都市計画税	541,588	7,418	549,006
10 地方交付税		4,977,839	275,710	5,253,549
	1 地方交付税	4,977,839	275,710	5,253,549
12 分担金及び負担金		393,422	△37,377	356,045
	1 分担金	6,607	△1,586	5,021

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 負担金	386,815	△35,791	351,024
14 国庫支出金		3,066,948	28,037	3,094,985
	1 国庫負担金	2,543,804	△67,879	2,475,925
	2 国庫補助金	499,571	95,916	595,487
15 県支出金		1,468,337	△17,390	1,450,947
	1 県負担金	793,733	△8,944	784,789
	2 県補助	490,067	△3,698	486,369
	3 委託金	184,537	△4,748	179,789
16 財産収入		57,227	7,057	64,284
	2 財産売払収入	1,898	7,057	8,955
19 繰越金		427,045	48,672	475,717

	1 繰越金	427,045	48,672	475,717
20 諸収入		368,756	28,492	397,248
	5 雑入	163,814	28,492	192,306
21 市債		2,414,300	49,200	2,463,500
	1 市債	2,414,300	49,200	2,463,500
歳 入 合 計		24,395,449	354,529	24,749,978

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,536,073	181,576	3,717,649
	1 総務管理費	2,868,315	186,324	3,054,639
	4 選挙費	71,797	△4,748	67,049
3 民生費		8,921,174	16,979	8,938,153
	1 社会福祉費	3,941,016	146,229	4,087,245
	2 児童福祉費	3,850,193	△129,250	3,720,943
6 農林費		387,318	△17,361	349,957
	1 農業費	349,228	△17,361	331,867
8 土木費		3,158,510	△9,470	3,149,040
	3 都市計画費	2,396,279	△2,471	2,393,808

	4 住宅費	125,659	△6,999	118,660
10 教育費		3,236,283	195,679	3,431,962
	1 教育総務費	345,407	110,887	456,294
	2 小学校費	1,178,581	28,116	1,206,697
	3 中学校費	284,454	△8,197	276,257
	4 幼稚園費	601,003	45,612	646,615
	5 社会教育費	652,703	19,261	671,964
12 公債費		2,311,894	△12,874	2,299,020
	1 公債費	2,311,894	△12,874	2,299,020
歳 出 合 計		24,395,449	354,529	24,749,978

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎施設整備事業	3,685
		財産区財産整備事業	1,999
		市民会館施設整備事業	14,889
3 民生費	1 社会福祉費	ふるさと園施設整備事業	24,612
		介護福祉施設整備事業	99,824
	2 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	2,522
8 土木費	1 道路橋りょう費	道路修繕事業	12,927
		道路新設改良事業	163,783
	2 河川費	河川改修事業	29,371
		3 都市計画費	都市計画用途図作成事業
	都市計画街路事業		211,226
4 住宅費	公営住宅施設整備事業	4,000	

10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	14,443
		小学校耐震化事業	209,957
	3 中学校費	中学校施設整備事業	14,915
	4 幼稚園費	幼稚園図書整備事業	150
		幼稚園耐震化事業	48,920
	5 社会教育費	公民館施設整備事業	8,306
		図書館整備事業	3,931
文化センター施設整備事業		8,574	

第3表 債務負担行為補正

廃止

事項	期間	限度額
都市計画マスタープラン策定業務委託事業	平成22年度から平成23年度まで	6,400

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園整備事業	26,200	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができるものとする。
計	26,200			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	75,300	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	69,600	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ
都市計画街路事業	78,700				78,300			
小学校整備事業	341,700				388,100			

3 廃止

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	17,300	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができるものとする。
計	17,300			

平成22年度天理市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

平成22年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198,924千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,942,129千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 国庫支出金		2,448,022	505	2,448,527
	1 国庫負担金	1,867,233	505	1,867,738
4 療養給付費交付金		241,009	55,393	296,402
	1 療養給付費交付金	241,009	55,393	296,402
7 共同事業交付金		690,645	47,394	738,039
	1 共同事業交付金	690,645	47,394	738,039
9 繰入金		424,000	95,632	519,632
	1 他会計繰入金	423,999	95,632	519,631
歳入合計		6,743,205	198,924	6,942,129

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,548,354	△11,840	4,536,514
	2 高額療養費	497,360	△11,840	485,520
6 介護納付金		348,763	△31,300	317,463
	1 介護納付金	348,763	△31,300	317,463
7 共同事業拠出金		728,394	△28,992	699,402
	1 共同事業拠出金	728,394	△28,992	699,402
9 基金積立金		2	259,932	259,934
	1 基金積立金	2	259,932	259,934
11 諸支出金		76,272	11,124	87,396
	1 償還金及び還付加算金	75,912	11,124	87,036

歳 出 合 計	6,743,205	198,924	6,942,129
---------	-----------	---------	-----------

平成22年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成22年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,361千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		3,768	△3,298	470
	1 他会計繰入金	3,768	△3,298	470
2 繰越金		1,000	2,043	3,043
	1 繰越金	1,000	2,043	3,043
3 諸収入		30,032	3,816	33,848
	1 雑入	30,032	3,816	33,848
歳 入 合 計		34,800	2,561	37,361

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		32,310	2,561	34,871
	1 公債費	32,310	2,561	34,871
歳 出 合 計		34,800	2,561	37,361

平成22年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,489千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,222千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		65,500	△29,900	35,600
	1 国庫補助金	65,500	△29,900	35,600
2 繰入金		47,298	1,371	48,669
	1 他会計繰入金	47,298	1,371	48,669
3 繰越金		1,011	7,740	8,751
	1 繰越金	1,011	7,740	8,751
5 市債		63,700	△27,700	36,000
	1 市債	63,700	△27,700	36,000
歳 入 合 計		227,711	△48,489	179,222

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		226,541	△48,489	178,052
	1 土地区画整理事業費	226,541	△48,489	178,052
歳 出 合 計		227,711	△48,489	179,222

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	山の辺土地区画整理事業	76,892

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	63,700	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	36,000	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ

平成22年度 天理市立病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成22年度天理市立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,061,786 千円	24,564 千円	2,086,350 千円
第1項 医業収益	1,936,282 千円	25,014 千円	1,961,296 千円
第2項 医業外収益	125,503 千円	△ 450 千円	125,053 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,061,786 千円	24,564 千円	2,086,350 千円
第1項 医業費用	2,012,615 千円	△ 1,913 千円	2,010,702 千円
第2項 医業外費用	47,056 千円	26,477 千円	73,533 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条中「1,315,142千円」を「1,328,724千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中「県」を「国、県」に改め、他会計からの補助金を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
県 費	2,516 千円	△ 2,515 千円	1 千円
国 庫	0 千円	1,432 千円	1,432 千円
一 般 会 計	282,202 千円	18,485 千円	300,687 千円

（たな卸資産の購入限度額）

第5条 予算第10条中「270,603千円」を「255,108千円」に改める。

平成22年度 天理市立病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1. 病 院 事業収益			24,564	既決予定額 2,061,786 計 2,086,350
	1. 医 業 収 益		25,014	既決予定額 1,936,282 計 1,961,296
		2. 外来収益	6,514	既決予定額 670,832 1. 外来収益 6,514 計 677,346
		3. そ の 他 医業収益	18,500	既決予定額 291,818 5. 他会計負担金 18,500 計 310,318
	2. 医業外 収 益		△ 450	既決予定額 125,503 計 125,053
		2. 他 会 計 補 助 金	△ 1,098	既決予定額 101,305 1. 一般会計補助金 △ 15 2. 県費補助金 △ 2,515 3. 国庫補助金 1,432 計 100,207
		3. 他 会 計 負 担 金	648	既決予定額 15,033 1. 他会計負担金 648 計 15,681

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考	(千円)	
1. 病 院 事業費用			24,564	既決予定額	2,061,786	
				計	2,086,350	
	1. 医業 費用			△ 1,913	既決予定額	2,012,615
					計	2,010,702
		1. 給与費		13,582	既決予定額	1,315,142
					1. 給 料	△ 23,428
					2. 手 当	△ 15,134
					3. 賃 金	16,322
	4. 法定福利費				1,314	
	5. 退職給与金	34,508				
計	1,328,724					
2. 材料費			△ 15,495	既決予定額	270,603	
				1. 薬 品 費	△ 15,495	
計	255,108					
2. 医業外 費用			26,477	既決予定額	47,056	
				計	73,533	
	4. 負担金	26,477	既決予定額	17,748		
2.退職手当負担金	26,477	26,477				
計	44,225					

平成22年度 天理市立病院事業会計資金計画

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
受 入 資 金	2,462,692	2,547,883	85,191
1. 事 業 収 益	1,378,218	1,413,417	35,199
2. 固定資産売却代金	0	1	1
3. 前年度未収金	196,816	219,694	22,878
4. 企 業 債	25,000	55,000	30,000
5. 他会計補助金	249,248	130,451	△ 118,797
6. 他会計負担金	171,043	171,669	626
7. 前年度繰越金	76,186	38,123	△ 38,063
8. 預 り 金	115,331	118,677	3,346
9. 寄 附 金	0	1	1
10. その他受入金	850	850	0
11. 一時借入金	250,000	400,000	150,000

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
支 払 資 金	2,424,569	2,468,222	43653
1. 事 業 費 用	1,693,111	1,624,484	△ 68,627
2. 建設改良費	30,998	59,328	28,330
3. 企業債償還金	85,639	72,489	△ 13,150
4. 前年度未払金	86,482	291,898	205,416
5. 前 渡 金	956	850	△ 106
6. 預り金その他	117,383	119,173	1,790
7. 一時借入金償還金	410,000	300,000	△ 110,000
差 引	38,123	79,661	41,538

補正予算給与費明細書

1. 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	117	474,154	145,900	543,002	1,163,056	165,668	1,328,724
	資本勘定 支弁職員							
	合計	117	474,154	145,900	543,002	1,163,056	165,668	1,328,724
補正前	損益勘定 支弁職員	123	497,582	129,578	523,628	1,150,788	164,354	1,315,142
	資本勘定 支弁職員							
	合計	123	497,582	129,578	523,628	1,150,788	164,354	1,315,142
比較	損益勘定 支弁職員	△ 6	△ 23,428	16,322	19,374	12,268	1,314	13,582
	資本勘定 支弁職員							
	合計	△ 6	△ 23,428	16,322	19,374	12,268	1,314	13,582

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間 勤務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)
	補正後		11,575	25,335	21,372	4,673	40,332	9,574
補正前		11,364	26,401	20,736	3,674	30,876	10,016	29,998
比較		211	△ 1,066	636	999	9,456	△ 442	△ 763

手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	子ども 手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後		6,495	66,360	118,651	61,310	300	5,252
補正前		6,135	69,163	132,168	68,847	240	5,980	108,030
比較		360	△ 2,803	△ 13,517	△ 7,537	60	△ 728	34,508

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備 考	
給料	△ 23,428	給与改定に伴う増減分	△ 762	給与改正の状況 給与の改定率 △0.19% 給与改定実施時期 平成22年12月1日	
		昇給に伴う増加額			
		その他の増減分	△ 22,666	退職、育休等による減 採用による増	職員異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 117人 0人 117人 補正前 116人 7人 123人 増 減 1人 △ 7人 △ 6人 採用・退職の状況等 採用による増 2人 退職による減 △ 1人 採用見込増 人 採用見込減 △ 7人
手当	19,374	制度改正に伴う増減額	△ 7,902	期末勤勉手当支給割合引下げによる減	期末手当及び勤勉手当支給割合 4.15 → 3.95
		その他の増減分	27,276		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分		医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
平成23年 3月1日 現在	平均給料月額 (円)	493,277	318,990	385,507	282,935	333,844	320,033
	平均給与月額 (円)	953,357	385,403	458,337	332,514	387,797	343,339
	平均年齢 (歳)	46.9	44.2	56.2	39.3	48.6	56.2
平成21年 12月1日 現在	平均給料月額 (円)	450,038	322,008	396,541	308,078	360,048	318,464
	平均給与月額 (円)	755,561	379,953	455,954	345,763	415,599	338,459
	平均年齢 (歳)	46.0	44.2	55.4	40.9	49.1	56.0

(2) 初任給

区 分	医 師 医療職(1) (円)	看護師 医療職(3) (円)	准看護師 医療職(3) (円)	医療技術職員 医療職(2) (円)	事務職員 行政職 (円)	一般会計の制度 行政職(円)
高校卒			1 - 5 159,000		1 - 9 144,500	1 - 9 144,500
大学卒	1 - 25 323,600	2 - 9 198,300		2 - 5 184,500	1 - 25 172,200	1 - 25 172,200

(3) 級別職員数

区分	医師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員 行政職			その他 行政職		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
	平成23年 3月1日 現在	1級			1級			1級			1級	4	16	1級	1	11	1級	
2級		7	54	2級	18	31	2級			2級	7	28	2級			2級		
3級		5	38	3級	7	12	3級			3級	1	4	3級			3級	2	33
4級		1	8	4級	28	47	4級	5	100	4級	5	20	4級	4	45	4級	4	67
				5級	5	8	5級			5級	8	32	5級			5級		
				6級	1	2	6級			6級			6級	3	33	6級		
													7級	1	11	7級		
													8級					
計		13	100		59	100		5	100		25	100		9	100		6	100

区分	医師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員 行政職			その他 行政職		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
	平成21年 12月1日 現在	1級			1級			1級			1級	2	9	1級	1	11	1級	
2級		9	69	2級	19	30	2級			2級	6	26	2級			2級		
3級		3	23	3級	8	12	3級			3級	3	13	3級			3級	2	33
4級		1	8	4級	30	48	4級	8	100	4級	4	17	4級	3	34	4級	4	67
5級				5級	5	8	5級			5級	8	35	5級	1	11	5級		
6級				6級	1	2	6級			6級			6級	3	33	6級		
7級													7級	1	11	7級		
8級													8級					
計		13	100		63	100		8	100		23	100		9	100		6	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
医療職 (1)	医 師	部 長 医 長	副院長 医局長	院 長			
医療職 (2)	主 事	主 事	主 査	主 任	薬局長 技師長		
医療職 (3)	主 事	主 事	主 査	主任看護師	副看護部長 看護師長	看護部長	
行政職	主 事	主 事	主 査	係 長	課長補佐	事務局次長 課 長 主 幹	事務局長

(4)昇給

区 分		合 計	医 師	看 護 師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他	
補 正 後	職員数 (A) (人)	117	13	59	5	25	9	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	82	11	43	1	19	7	1	
	号級数別 内 訳	2号給(人)	0						
		4号給(人)	0						
		6号給(人)	0						
		8号給(人)	0						
比 率 (B)/(A) (%)		70.1	84.6	72.9	20.0	76.0	77.8	16.7	
補 正 前	職員数 (A) (人)	123	13	66	5	24	9	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	74	12	42	1	14	4	1	
	号級数別 内 訳	2号給(人)	0						
		4号給(人)	0						
		6号給(人)	0						
		8号給(人)	0						
比 率 (B)/(A) (%)		60.2	92.3	63.6	20.0	58.3	44.4	16.7	

(5) 特殊勤務手当

区 分	全職種	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
給料総額に対する比率(%)	13.7	64.0	6.4	7.2	0.2	0	0
支給対象職員の比率 (%) (平成23年3月1日現在)	56.0	11.1	40.2	4.3	3.4	0	0
支給対象職員1人当り 平均支給月額 (円)	79,707	315,812	24,713	27,600	5,000	0	0
代表的な特殊勤務手当の 名 称	医師手当、夜間看護手当、放射線技師手当、救急勤務医手当、 分娩手当						

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	1.95	2.00	3.95	有	
補 正 前	1.95	2.20	4.15	有	
一般会計の制度	1.95	2.00	3.95	有	

(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	一般会計 の制度 と同じ	
一般会計 の 制 度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	一般会計と同じ	
地 域 手 当	〃	
住 居 手 当	〃	
通 勤 手 当	〃	

平成22年度天理市立病院事業予定貸借対照表

(平成23年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		20,212	
ロ 建 物	1,933,397		
減価償却累計額	<u>916,841</u>	1,016,556	
ハ 構 築 物	105,022		
減価償却累計額	<u>77,144</u>	27,878	
ニ 器 械 備 品	902,017		
減価償却累計額	<u>794,501</u>	107,516	
ホ 車 両	5,726		
減価償却累計額	<u>4,306</u>	<u>1,420</u>	
有形固定資産合計		<u>1,173,582</u>	
固定資産合計			1,173,582

2 流動資産

(1) 現金預金		79,661	
(2) 未収金		226,263	
(3) 貯蔵品		10,034	
(4) 前払金		850	
(5) 前渡金		<u>0</u>	
流動資産合計			316,808

3 繰延勘定

(1) 控除対象外消費税額		<u>7,720</u>	
繰延勘定合計			<u>7,720</u>
資産合計			<u>1,498,110</u>

負債の部

4 固定負債

(1) 退職給与引当金	2,114	
(2) 修繕引当金	43	
固定負債合計		2,157

5 流動負債

(1) 一時借入金	100,000	
(2) 未払金	213,706	
(3) 預り金	8,654	
流動負債合計		322,360
負債合計		324,517

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金	183,492	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	472,254	
借入資本金合計	472,254	
資本金合計		655,746

7 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 補助金	1,497,689	
ロ 寄附金	3,200	
資本剰余金合計	1,500,889	
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	983,042	
欠損金合計	983,042	
剰余金合計		517,847
資本合計		1,173,593
負債資本合計		1,498,110

平成22年度天理市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成22年度天理市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成22年度天理市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3)主要な建設改良事業			
管渠整備事業等	571,930千円	△182,281千円	389,649千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,451,101千円	35,700千円	2,486,801千円
第2項 営業外収益	1,080,285千円	35,700千円	1,115,985千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,756,375千円	△17,558千円	2,738,817千円
第2項 営業外費用	708,270千円	△17,558千円	690,712千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額834,810千円は、当年度分損益勘定留保資金834,810千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額865,774千円は、当年度分損益勘定留保資金865,774千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業資本的収入	1,270,816千円	△211,900千円	1,058,916千円
第1項 企業債	456,000千円	△206,900千円	249,100千円
第3項 補助金	758,965千円	△5,000千円	753,965千円
	支	出	
第1款 下水道事業資本的支出	2,105,626千円	△180,936千円	1,924,690千円
第1項 建設改良費	671,582千円	△182,281千円	489,301千円
第3項 企業債償還金	1,416,844千円	1,345千円	1,418,189千円

(特例的収入及び支出)

第5条 予算第4条の2中「171, 172千円及び52, 029千円」を「193, 271千円及び33, 803千円」に改める。

(継続費)

第6条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
下水道事業 資本的支出	建設改良費	雨水ポンプ場 施設改築事業	371,500	22	143,500	302,000	22	149,000
				23	228,000		23	153,000

(企業債)

第7条 予算第6条中「393, 300千円」を「187, 100千円」に、「62, 700千円」を「62, 000千円」に改める。

平成22年度天理市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 下水道事業 収 益			35,700	既決予定額 2,451,101 計 2,486,801
	2 営業外収益		35,700	既決予定額 1,080,285 計 1,115,985
		2 他会計補助金	35,700	既決予定額 1,080,229 2 県補助金 35,700 計 1,115,929

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 下水道事業 費 用			△ 17,558	既決予定額 2,756,375 計 2,738,817
	2 営業外費用		△ 17,558	既決予定額 708,270 計 690,712
		1 支払利息	△ 26,000	既決予定額 677,717 1 企業債利息 △ 26,000 計 651,717
		2 消費税及び 地方消費税	8,442	既決予定額 30,553 1 消費税及び 地方消費税 8,442 計 38,995

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 下水道事業 資本的收入			△ 211,900	既決予定額 1,270,816 計 1,058,916
	1 企業債		△ 206,900	既決予定額 456,000 計 249,100
		1 企業債	△ 206,900	既決予定額 456,000 1 公共下水道事業債 △ 139,600 2 特定環境下水道債 △ 66,600 3 流域下水道事業債 △ 700 計 249,100
	3 補助金		△ 5,000	既決予定額 758,965 計 753,965
		2 国庫補助金	△ 5,000	既決予定額 99,500 1 国庫補助金 △ 5,000 計 94,500

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 下水道事業 資本的支出			△ 180,936	既決予定額 2,105,626 計 1,924,690
	1 建設改良費		△ 182,281	既決予定額 671,582 計 489,301
		1 管渠整備費	△ 187,781	既決予定額 428,430 1 工事請負費 △ 136,813 2 事務費 △ 50,968 計 240,649
	4 雨水ポンプ場 整備費		5,500	既決予定額 143,500 1 工事請負費 7,000 2 事務費 △ 1,500 計 149,000
		3 企業債償還金	1,345	既決予定額 1,416,844 計 1,418,189
		1 企業債償還金	1,345	既決予定額 1,416,844 1 企業債償還金 1,345 計 1,418,189

平成22年度天理市下水道事業会計資金計画

(単位:千円)

区 分	当年度予定額
受 入 資 金	4,151,849
1 下 水 道 事 業 収 益	2,357,249
2 企 業 債	576,500
3 負 担 金	38,466
4 補 助 金	939,615
5 長 期 貸 付 金 回 収 金	7,200
6 前 年 度 未 収 金	183,606
7 そ の 他	10,000
8 前 年 度 繰 越 金	39,213
支 払 資 金	3,945,063
1 下 水 道 事 業 費 用	1,506,545
2 建 設 改 良 費	969,326
3 長 期 貸 付 金	10,000
4 企 業 債 償 還 金	1,418,189
5 前 年 度 未 払 金	33,803
6 そ の 他	7,200
差 引	206,786

平成22年度天理市下水道事業予定開始貸借対照表

(平成22年4月1日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	126,184	
ロ 建 物	139,308	
ハ 構 築 物	41,759,968	
ニ 機 械 及 び 装 置	912,398	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	288	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	232	
ト 建 設 仮 勘 定	<u>224,100</u>	
有形固定資産合計		43,162,478

(2) 無形固定資産

イ 地 上 権	176	
ロ 電 話 加 入 権	260	
ハ 施 設 利 用 権	<u>2,126,857</u>	
無形固定資産合計		2,127,293

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金	13,077	
ロ 基 金	<u>36,923</u>	
投資合計		<u>50,000</u>
固定資産合計		45,339,771

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	39,213	
(2) 未 収 金	<u>193,271</u>	

流動資産合計		<u>232,484</u>
資 産 合 計		<u>45,572,255</u>

負債の部

3 流動負債

(1) 未払金	<u>33,803</u>	
流動負債合計		<u>33,803</u>
負債合計		33,803

資本の部

4 資本金

(1) 自己資本金	3,222,025	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>27,743,529</u>	
借入資本金合計	<u>27,743,529</u>	
資本金合計		30,965,554

5 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	1,878,923	
ロ 受益者負担金	354,512	
ハ 国庫補助金	11,059,708	
ニ 県補助金	<u>1,279,755</u>	
資本剰余金合計	<u>14,572,898</u>	
剰余金合計		<u>14,572,898</u>
資本合計		<u>45,538,452</u>
負債資本合計		<u>45,572,255</u>

平成22年度天理市下水道事業予定貸借対照表

(平成23年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		126,184	
ロ 建 物	241,214		
減価償却累計額	<u>3,979</u>	237,235	
ハ 構 築 物	42,617,847		
減価償却累計額	<u>1,030,408</u>	41,587,439	
ニ 機 械 及 び 装 置	950,072		
減価償却累計額	<u>83,615</u>	866,457	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	288		
減価償却累計額	<u>259</u>	29	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	232		
減価償却累計額	<u>173</u>	59	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>141,905</u>	
有形固定資産合計			42,959,308

(2) 無形固定資産

イ 地 上 権		176	
ロ 電 話 加 入 権		260	
ハ 施 設 利 用 権		<u>2,110,590</u>	
無形固定資産合計			2,111,026

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		15,877	
ロ 基 金		<u>34,123</u>	
投 資 合 計			<u>50,000</u>

固定資産合計 45,120,334

2 流 動 資 産

(1) 現金預金 206,786

(2) 未 収 金 137,843

流動資産合計 344,629

資 産 合 計 45,464,963

負債の部

3 流動負債

(1) 未払金	<u>107,457</u>	
流動負債合計		<u>107,457</u>
負債合計		107,457

資本の部

4 資本金

(1) 自己資本金	3,222,025	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>26,901,840</u>	
借入資本金合計		<u>26,901,840</u>
資本金合計		30,123,865

5 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	1,878,923	
ロ 受益者負担金	358,210	
ハ 国庫補助金	11,335,358	
ニ 県補助金	1,279,755	
ホ 他会計補助金	628,062	
ヘ 他会計負担金	<u>34,953</u>	
資本剰余金合計		15,515,261

(2) 欠損金

イ 当年度未処理欠損金	<u>281,620</u>	
欠損金合計		<u>281,620</u>
剰余金合計		<u>15,233,641</u>
資本合計		<u>45,357,506</u>
負債資本合計		<u>45,464,963</u>

(平成23年 3月23日掲示済)

天理市告示第92号

平成23年 3月18日付で議決のあった平成23年度天理市一般会計予算、平成23年度天理市国民健康保険特別会計予算、平成23年度天理市介護保険特別会計予算、平成23年度天理市後期高齢者医療特別会計予算、平成23年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算、平成23年度天理市土地区画整理事業特別会計予算、平成23年度天理市立病院事業会計予算、平成23年度天理市水道事業会計予算及び平成23年度天理市下水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成23年 3月23日

平成23年度天理市一般会計予算

平成23年度天理市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,788,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		7,513,069 千円
	1 市民税	2,982,995
	2 固定資産税	3,491,447
	3 軽自動車税	118,994
	4 市たばこ税	385,934
	5 都市計画税	533,699
2 地方譲与税		185,000
	1 地方揮発油譲与税	54,000
	2 自動車重量譲与税	131,000

款	項	金額
3 利子割交付金		21,000 千円
	1 利子割交付金	21,000
4 配当割交付金		25,000
	1 配当割交付金	25,000
5 株式等譲渡所得割交付金		7,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,000
6 地方消費税交付金		650,000
	1 地方消費税交付金	650,000
7 ゴルフ場利用税交付金		59,316
	1 ゴルフ場利用税交付金	59,316
8 自動車取得税交付金		56,000

	1 自動車取得税交付金	56,000
9 地方特例交付金		117,922
	1 地方特例交付金	117,922
10 地方交付税		5,350,931
	1 地方交付税	5,350,931
11 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12 分担金及び負担金		405,150
	1 分担金	2,842
	2 負担金	402,308
13 使用料及び手数料		400,325
	1 使用料	225,218

款	項	金額
	2 手数料	175,107 千円
14 国庫支出金		3,130,942
	1 国庫負担金	2,747,262
	2 国庫補助金	359,965
	3 委託金	23,715
15 県支出金		1,443,991
	1 県負担金	798,802
	2 県補助金	526,386
	3 委託金	118,803
16 財産収入		84,602
	1 財産運用収入	51,503

	2 財産売払収入	33,099
17 寄附金		1,300,003
	1 寄附金	1,300,003
18 繰入金		680,300
	1 基金繰入金	680,300
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		321,349
	1 延滞金加算金及び過料	3,600
	2 市預金利子	521
	3 貸付金元利収入	10,464
	4 受託事業収入	165,118

款	項	金額
	5 雑入	141,646 千円
21 市債		1,824,100
	1 市債	1,824,100
歳入	合計	23,788,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		346,476 千円
	1 議会費	346,476
2 総務費		2,647,731
	1 総務管理費	2,034,415
	2 徴税費	347,995
	3 戸籍住民基本台帳費	136,724
	4 選挙費	94,328
	5 統計調査費	7,666
	6 監査委員費	26,603
3 民生費		9,153,255

款	項	金 額
	1 社会福祉費	3,937,172 千円
	2 児童福祉費	4,101,251
	3 生活保護費	1,114,281
	4 災害救助費	551
4 衛生費		1,551,385
	1 保健衛生費	550,036
	2 清掃費	1,001,349
5 労働費		14,812
	1 労働諸費	14,812
6 農林費		263,396
	1 農業費	244,083

	2 林業費	19,313
7 商工費		154,980
	1 商工費	154,980
8 土木費		3,605,801
	1 土木管理費	81,314
	2 道路橋りょう費	626,429
	3 河川費	83,195
	4 都市計画費	2,716,552
	5 住宅費	98,311
9 消防費		861,727
	1 消防費	861,727
10 教育費		2,744,970

款	項	金 額
	1 教育総務費	407,168 千円
	2 小学校費	674,324
	3 中学校費	238,815
	4 幼稚園費	602,412
	5 社会教育費	634,972
	6 保健体育費	187,279
11 災害復旧費		31,784
	1 公共土木施設災害復旧費	19,612
	2 農林業施設災害復旧費	12,172
12 公債費		2,384,318
	1 公債費	2,384,318

13 諸支出金		17,365
	1 公営企業費	17,365
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		23,788,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
天理市土地開発公社に対する債務保証	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	千円 3,000,000
住民基本台帳システム改修事業	平成23年度から平成24年度まで	40,597
天理市自転車等駐車場管理事業	平成23年度から平成26年度まで	175,653
天理市名阪高架下駐車場管理事業	平成23年度から平成26年度まで	5,355
天理市立地域活動支援センター管理事業	平成23年度から平成26年度まで	75,567
天理市立養護老人ホームふるさと園及び 特別養護老人ホームふるさと園管理事業	平成23年度から平成26年度まで	139,989
天理市福祉センター管理事業	平成23年度から平成24年度まで	65,461
天理市障害者ふれあいセンター管理事業	平成23年度から平成26年度まで	69,159
天理市多世代交流広場管理事業	平成23年度から平成26年度まで	5,886

事 項	期 間	限 度 額
天理市火葬場管理事業	平成23年度から平成26年度まで	千円 166,403
都市計画マスタープラン策定業務委託事業	平成23年度から平成24年度まで	6,400
天理駅前広場管理事業	平成23年度から平成26年度まで	85,831
前栽小学校建設事業	平成23年度から平成24年度まで	78,624

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
清掃運搬施設整備事業	千円 21,000	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合又は融 通条件により繰上げをし、償 還年限を短縮し、又は低利債 に借換えすることができるも のとする。
道路整備事業	120,000			
河川整備事業	19,000			
都市計画街路事業	113,100			
小学校整備事業	75,200			
退職手当債	230,600			
臨時財政対策債	1,245,200			
計	1,824,100			

平成23年度天理市国民健康保険特別会計予算

平成23年度天理市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,679,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		1,476,420 千円
	1 国民健康保険料	1,476,420
2 使用料及び手数料		130
	1 手数料	130
3 国庫支出金		2,409,468
	1 国庫負担金	1,846,579
	2 国庫補助金	562,889
4 療養給付費交付金		223,802
	1 療養給付費交付金	223,802

款	項	金 額
5 前期高齢者交付金		889,391 千円
	1 前期高齢者交付金	889,391
6 県支出金		352,284
	1 県負担金	48,320
	2 県補助金	303,964
7 共同事業交付金		625,278
	1 共同事業交付金	625,278
8 財産収入		101
	1 財産運用収入	101
9 繰入金		522,641
	1 他会計繰入金	422,641
	2 基金繰入金	100,000
10 繰越金		176,319
	1 繰越金	176,319
11 諸収入		3,166
	1 延滞金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	3,163
歳 入 合 計		6,679,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		164,024 千円
	1 総務管理費	141,217
	2 徴収費	22,179
	3 運営協議会費	628
2 保険給付費		4,483,111
	1 療養諸費	3,959,572
	2 高額療養費	460,358
	3 移送費	150
	4 出産育児諸費	60,511
	5 葬祭諸費	2,520

3 後期高齢者支援金等		813,080
	1 後期高齢者支援金等	813,080
4 前期高齢者納付金等		1,742
	1 前期高齢者納付金等	1,742
5 老人保健拠出金		2,146
	1 老人保健拠出金	2,146
6 介護納付金		346,278
	1 介護納付金	346,278
7 共同事業拠出金		788,762
	1 共同事業拠出金	788,762
8 保健事業費		70,448
	1 特定健康診査等事業費	48,571

款	項	金 額
	2 保健事業費	21,877 千円
9 基金積立金		101
	1 基金積立金	101
10 公債費		1,347
	1 一般公債費	1,347
11 諸支出金		6,961
	1 償還金及び還付加算金	6,601
	2 特例措置対象被保険者療養費	360
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	6,679,000

平成23年度天理市介護保険特別会計予算

平成23年度天理市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,082,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 介護保険料		693,083 千円
	1 介護保険料	693,083
2 分担金及び負担金		1,717
	1 負担金	1,717
3 使用料及び手数料		31
	1 手数料	31
4 国庫支出金		943,363
	1 国庫負担金	707,378
	2 国庫補助金	235,985

款	項	金額
5 支払基金交付金		1,185,677 千円
	1 支払基金交付金	1,185,677
6 県支出金		585,702
	1 県負担金	572,030
	2 県補助金	13,672
7 財産収入		208
	1 財産運用収入	208
8 繰入金		672,212
	1 他会計繰入金	590,927
	2 基金繰入金	81,285
9 繰越金		1

	1 繰越金	1
10 諸収入		6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	3
歳 入 合 計		4,082,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		70,158 千円
	1 総務管理費	10,259
	2 徴収費	9,463
	3 介護認定審査会費	46,107
	4 介護保険事業推進費	4,329
2 保険給付費		3,936,636
	1 介護サービス等諸費	3,396,846
	2 介護予防サービス等諸費	323,922
	3 その他諸費	7,068
	4 高額介護サービス等費	66,000

	5 高額医療合算介護サービス等費	15,000
	6 特定入所者介護サービス等費	127,800
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		74,212
	1 介護予防事業費	15,619
	2 包括的支援事業・任意事業費	58,593
5 基金積立金		209
	1 基金積立金	209
6 諸支出金		784
	1 償還金及び選付加算金	784
歳 出 合 計		4,082,000

平成23年度天理市後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度天理市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ552,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		386,024 千円
	1 後期高齢者医療保険料	386,024
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		155,970
	1 他会計繰入金	155,970
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		10,103

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料	2 千円
	2 償還金及び還付加算金	505
	3 市預金利子	1
	4 雑入	9,595
歳 入 合 計		552,100

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		11,873 千円
	1 総務管理費	9,716
	2 徴収費	2,157
2 後期高齢者医療広域連合納付金		529,741
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	529,741
3 保健事業費		9,981
	1 健康保持増進事業費	9,981
4 諸支出金		505
	1 償還金及び還付加算金	505
歳 出 合 計		552,100

平成23年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成23年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		3,696 千円
	1 他会計繰入金	3,696
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 諸収入		26,604
	1 雑入	26,604
歳 入 合 計		31,300

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		2, 236 千円
	1 総務管理費	2, 236
2 公債費		29, 064
	1 公債費	29, 064
歳 出 合 計		31, 300

平成23年度天理市土地区画整理事業特別会計予算

平成23年度天理市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ779, 500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400, 000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		157, 500 千円
	1 国庫補助金	157, 500
2 繰入金		207, 298
	1 他会計繰入金	126, 508
	2 基金繰入金	80, 790
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		2
	1 市預金利息	1

款	項	金額
	2 雑入	1 千円
5 市債		214,400
	1 市債	214,400
6 保留地処分金		200,000
	1 保留地処分金	200,000
7 財産収入		200
	1 財産運用収入	200
歳 入 合 計		779,500

歳 出

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		776,143 千円
	1 土地区画整理事業費	776,143
2 公債費		3,157
	1 公債費	3,157
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		779,500

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円 214,400	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができるものとする。
計	214,400			

平成23年度 天理市立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度天理市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病 床 数	129 床
(2)	年間患者数	
	入 院 延	33,050 人
	外 来 延	78,470 人
(3)	一日平均患者数	
	入 院	91 人
	外 来	316 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病院事業収益		1,956,539 千円
第1項	医 業 収 益		1,848,207 千円
第2項	医 業 外 収 益		108,331 千円
第3項	特 別 利 益		1 千円

	支	出	
第1款	病院事業費用		1,956,539 千円
第1項	医 業 費 用		1,911,244 千円
第2項	医 業 外 費 用		43,429 千円
第3項	特 別 損 失		1,566 千円
第4項	予 備 費		300 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額29,304千円は当年度分損益勘定留保資金29,304千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資本的収入		47,885 千円
第1項	企 業 債		11,000 千円
第2項	補 助 金		36,883 千円
第3項	固定資産売却代金		1 千円
第4項	寄 附 金		1 千円

	支	出	
第1款	資本的支出		77,189 千円
第1項	建 設 改 良 費		15,015 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		61,974 千円
第3項	予 備 費		200 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建物整備及び 医療器械購入	千円 11,000	証書借入	% 5.0以内	借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合 により繰上償還又は低利に借 り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,235,865 千円

(他会計からの補助金)

第9条 国、県及び一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

国 庫 1,575千円、 県 費 1千円、 一般会計 293,721千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、269,157千円と定める。

平成23年度 天理市立病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 病 院 事業収益			1,956,539	
	1. 医業収益		1,848,207	
		1. 入 院 収 益	895,440	医業活動から生ずる収益
		2. 外 来 収 益	652,209	〃
		3. そ の 他 医 業 収 益	300,558	室料差額収益及び その他医業収益等
	2. 医 業 外 収 益		108,331	
		1. 受 取 利 息 配 当 金	49	預金利子
		2. 他会計補助金	99,214	法定内繰入金他
		3. 他会計負担金	1	
		4. 患 者 外 給 食 収 益	725	患者付添人給食収益
		5. そ の 他 医 業 外 収 益	8,341	自販機、公衆電話受託手 数料等
		6. 消費税及び 地方消費税 還 付 金	1	
	3. 特別利益		1	
		1. 過 年 度 損益修正益	1	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 病 院 事業費用			1,956,539	
	1. 医業費用		1,911,244	
		1. 給 与 費	1,235,865	職員の給料、諸手当、賃金 法定福利費及び退職給与金
		2. 材 料 費	269,157	医業活動に必要な薬品等
		3. 経 費	333,431	光熱水費等
		4. 減価償却費	68,028	建物等の減価償却費
		5. 資産減耗費	2,001	固定資産除去費等
		6. 研究研修費	2,761	
		7. 臨床研修医 負担金	1	
		2. 医業外 費用	43,429	
		1. 支払利息 及び企業債 取扱諸費	22,136	企業債利子償還金及び 財政調整一時借入金利子
		2. 繰延勘定償却	2,292	控除対象外消費税額
		3. 患者外 給食材料費	313	患者付添人給食材料費
		4. 負 担 金	15,173	託児所運営負担金及び 退職手当負担金
		5. 雑 損 失	2	
		6. 雑 支 出	1	
		7. 消費税及び 地方消費税	3,512	
		3. 特別損失	1,566	
		1. 過 年 度 損益修正損	1,565	過年度損益修正損
		2. そ の 他 特別損失	1	
		4. 予 備 費	300	
		1. 予 備 費	300	

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 資本的 収 入			47,885	
	1. 企業債		11,000	
		1. 企業債	11,000	
	2. 補助金		36,883	
		1. 他会計補助金	36,883	法定内繰入金
	3. 固定資産 売却代金		1	
		1. 固定資産 売却代金	1	
	4. 寄附金		1	
1. 寄附金		1		

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 資本的 支 出			77,189	
	1. 建設 改良費		15,015	
		1. 器械購入費	15,015	
	2. 企業債 償還金		61,974	
		1. 企業債償還金	61,974	企業債元金償還金
	3. 予備費		200	
1. 予備費		200		

平成23年度 天理市立病院事業会計資金計画

区 分	前年度決算見込額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
受 入 資 金	2,547,883	2,759,263	211,380
1. 事 業 収 益	1,413,417	1,429,605	16,188
2. 固定資産売却代金	1	1	0
3. 前年度未収金	219,694	221,890	2,196
4. 企 業 債	55,000	11,000	△ 44,000
5. 他会計補助金	130,451	124,763	△ 5,688
6. 他会計負担金	171,669	170,533	△ 1,136
7. 前年度繰越金	38,123	79,661	41,538
8. 預 り 金	118,677	120,959	2,282
9. 寄 附 金	1	1	0
10. その他受入金	850	850	0
11. 一時借入金	400,000	600,000	200,000

区 分	前年度決算見込額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
支 払 資 金	2,468,222	2,698,910	230,688
1. 事 業 費 用	1,624,484	1,604,712	△ 19,772
2. 建設改良費	59,328	15,015	△ 44,313
3. 企業債償還金	72,489	61,973	△ 10,516
4. 前年度未払金	291,898	295,400	3,502
5. 前 渡 金	850	850	0
6. 預り金その他	119,173	120,960	1,787
7. 一時借入金償還金	300,000	600,000	300,000
差 引	79,661	60,353	△ 19,308

平成23年度 天理市立病院事業会計給与費明細書

1. 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	損益勘定 支弁職員	114	466,783	148,954	453,553	1,069,290	166,575	1,235,865
	資本勘定 支弁職員							
	合計	114	466,783	148,954	453,553	1,069,290	166,575	1,235,865
前年度	損益勘定 支弁職員	123	497,582	129,578	523,628	1,150,788	164,354	1,315,142
	資本勘定 支弁職員							
	合計	123	497,582	129,578	523,628	1,150,788	164,354	1,315,142
比較	損益勘定 支弁職員	△ 9	△ 30,799	19,376	△ 70,075	△ 81,498	2,221	△ 79,277
	資本勘定 支弁職員							
	合計	△ 9	△ 30,799	19,376	△ 70,075	△ 81,498	2,221	△ 79,277

手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間 勤務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)
	本年度		12,108	25,230	21,252	4,764	36,048	10,043
前年度		11,364	26,401	20,736	3,674	30,876	10,016	29,998
比較		744	△ 1,171	516	1,090	5,172	27	0

手当 の内訳	区分	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	子ども 手当 (千円)	退職手当 (千円)
	本年度		6,338	67,312	119,585	61,125	0	6,632
前年度		6,135	69,163	132,168	68,847	240	5,980	108,030
比較		203	△ 1,851	△ 12,583	△ 7,722	△ 240	652	△ 54,912

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備 考	
給料	△ 30,799	給与改定に伴う増減分	△ 945		給与改正の状況 給与の改定率 △0.19% 給与改定実施時期 平成22年12月1日
		昇給に伴う増加分	7,010		
		その他の増減分	△ 36,864	退職、育休等による減 採用による増	職員異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 本年度 112人 2人 114人 前年度 122人 1人 123人 増 減 △10人 1人 △9人 採用・退職の状況等 採用による増2人 退職による減△7人 採用見込増 2人 採用見込減△6人
手当	△ 70,075	制度改正に伴う増減分	△ 7,861	期末勤勉手当支給割合引下げによる減	期末手当及び勤勉手当支給割合 4.15 → 3.95
		その他の増減分	△ 62,214		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分		医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
平成22年 12月1日 現在	平均給料月額 (円)	493,277	318,990	385,507	294,185	333,844	320,033
	平均給与月額 (円)	953,357	385,403	458,337	334,059	387,797	343,339
	平均年齢 (歳)	46.9	44.2	56.2	39.7	48.6	56.2
平成21年 12月1日 現在	平均給料月額 (円)	450,038	322,008	396,541	308,078	360,048	318,464
	平均給与月額 (円)	755,561	379,953	455,954	345,763	415,699	338,459
	平均年齢 (歳)	46.0	44.2	55.4	40.9	49.1	56.0

(2) 初任給

区 分	医 師 医療職(1) (円)	看護師 医療職(3) (円)	准看護師 医療職(3) (円)	医療技術職員 医療職(2) (円)	事務職員 行政職 (円)	一般会計の制度 行政職 (円)
高校卒			1 - 5 159,000		1 - 9 144,500	1 - 9 144,500
大学卒	1 - 25 323,600	2 - 9 198,300		2 - 5 184,500	1 - 25 172,200	1 - 25 172,200

(3) 級別職員数

区分	医師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員 行政職			その他 行政職		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
平成22年 12月1日 現在	1級			1級			1級			1級	3	13	1級	1	11	1級		
	2級	7	54	2級	18	31	2級			2級	7	29	2級		0	2級		
	3級	5	38	3級	7	12	3級			3級	1	4	3級		0	3級	2	33
	4級	1	8	4級	28	47	4級	5	100	4級	5	21	4級	4	45	4級	4	67
				5級	5	8	5級			5級	8	33	5級		0	5級		
				6級	1	2	6級			6級			6級	3	33	6級		
													7級	1	11	7級		
													8級					
	計	13	100		59	100		5	100		24	100		9	100		6	100

区分	医師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員 行政職			その他 行政職		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
平成21年 12月1日 現在	1級			1級			1級			1級	2	9	1級	1	11	1級		
	2級	9	69	2級	19	30	2級			2級	6	26	2級			2級		
	3級	3	23	3級	8	12	3級			3級	3	13	3級			3級	2	33
	4級	1	8	4級	30	48	4級	8	100	4級	4	17	4級	3	34	4級	4	67
				5級	5	8	5級			5級	8	35	5級	1	11	5級		
				6級	1	2	6級			6級			6級	3	33	6級		
													7級	1	11	7級		
													8級					
	計	13	100		63	100		8	100		23	100		9	100		6	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
医療職 (1)	医 師	部 長 医 長	副院長 医局長	院 長			
医療職 (2)	主 事	主 事	主 査	主 任	薬局長 技師長		
医療職 (3)	主 事	主 事	主 査	主任看護師	副看護部長 看護師長	看護部長	
行政職	主 事	主 事	主 査	係 長	課長補佐	事務局次長 課 長 主 幹	事務局長

(4)昇給期間短縮

区 分		合 計	医 師	看 護 師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他	
本 年 度	職員数 (A) (人)	114	13	59	3	25	9	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	88	11	49	0	21	6	1	
	号給数別 内 訳	2号給(人)	0						
		4号給(人)	0						
		6号給(人)	0						
		8号給(人)	0						
比 率 (B)/(A) (%)	77.2	84.6	83.1	0.0	84.0	66.7	20.0		
前 年 度	職員数 (A) (人)	123	13	66	5	24	9	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	74	12	42	1	14	4	1	
	号級数別 内 訳	2号給(人)	0						
		4号給(人)	0						
		6号給(人)	0						
		8号給(人)	0						
比 率 (B)/(A) (%)	60.2	92.3	63.6	20.0	58.3	44.4	16.7		

(5) 特殊勤務手当

区 分	全職種	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
給料総額に対する比率(%)	13.7	64.0	6.4	7.2	0.2	0	0
支給対象職員の比率 (%) (平成22年12月1日現在)	58.6	11.2	40.5	4.3	2.6	0	0
支給対象職員1人当り 平均支給月額 (円)	79,707	315,812	24,713	27,600	5,000	0	0
代表的な特殊勤務手当の 名 称	医師手当、夜間看護手当、放射線技師手当、救急勤務医手当、 分娩手当						

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	1.95	2.00	3.95	有	
前 年 度	1.95	2.20	4.15	有	
一般会計の制度	1.95	2.00	3.95	有	

(7) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	一般会計 の制度と 同じ	
一般会計 の制度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	一般会計と同じ	
地 域 手 当	〃	
住 居 手 当	〃	
通 勤 手 当	〃	

平成23年度天理市立病院事業予定貸借対照表
(平成24年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		20,212
ロ 建 物	1,933,397	
減価償却累計額	<u>951,680</u>	981,717
ハ 構 築 物	105,022	
減価償却累計額	<u>77,605</u>	27,417
ニ 器 械 備 品	901,295	
減価償却累計額	<u>828,283</u>	73,012
ホ 車 両	5,726	
減価償却累計額	<u>4,358</u>	<u>1,368</u>

有形固定資産合計 1,103,726

固定資産合計 1,103,726

2 流 動 資 産

(1) 現金預金	60,353
(2) 未収金	243,973
(3) 貯蔵品	10,034
(4) 前払費用	850
(5) 前渡金	<u>0</u>

流動資産合計 315,210

3 繰 延 勘 定

(1) 控除対象外消費税額	6,429
---------------	-------

繰延勘定合計 6,429資 産 合 計 1,425,365

負債の部

4 固定負債		
(1) 退職給与引当金	2,114	
(2) 修繕引当金	<u>43</u>	
固定負債合計		2,157
5 流動負債		
(1) 一時借入金	100,000	
(2) 未払金	155,050	
(3) 預り金	<u>8,654</u>	
流動負債合計		<u>263,704</u>
負債合計		<u>265,861</u>

資本の部

6 資本金		
(1) 自己資本金	183,492	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>421,281</u>	
借入資本金合計	<u>421,281</u>	
資本金合計		604,773
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 補助金	1,534,573	
ロ 寄附金	<u>3,200</u>	
資本剰余金合計	1,537,773	
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>983,042</u>	
欠損金合計	<u>983,042</u>	
剰余金合計		<u>554,731</u>
資本合計		<u>1,159,504</u>
負債資本合計		<u>1,425,365</u>

平成22年度天理市立病院事業予定損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:千円)

1	医業収益			
(1)	入院収益	973,585		
(2)	外来収益	677,330		
(3)	その他医業収益	<u>303,496</u>	1,954,411	
2	医業費用			
(1)	給与費	1,328,724		
(2)	材料費	242,960		
(3)	経費	325,629		
(4)	減価償却費	79,779		
(5)	資産減耗費	4,326		
(6)	研究研修費	2,619		
(7)	臨床研修医負担金	<u>0</u>	<u>1,984,037</u>	
	医業損失			29,626
3	医業外収益			
(1)	受取利息配当金	97		
(2)	他会計補助金	100,206		
(3)	他会計負担金	15,681		
(4)	患者外給食収益	690		
(5)	その他医業外収益	<u>7,943</u>	124,617	
4	医業外費用			
(1)	支払利息及び 企業債取扱諸費	23,071		
(2)	繰延勘定償却	2,370		
(3)	患者外給食材料費	335		
(4)	負担金	44,225		
(5)	雑損失	0		
(6)	雑支出	<u>23,176</u>	<u>93,177</u>	<u>31,440</u>
	経常利益			1,814
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	<u>1</u>	1	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	1,814		
(2)	その他特別損失	<u>1</u>	<u>1,815</u>	<u>1,814</u>
	当年度純利益			0
	前年度繰越欠損金			<u>983,042</u>
	当年度未処理欠損金			<u><u>983,042</u></u>

平成22年度天理市立病院事業予定貸借対照表
(平成23年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		20,212	
ロ 建 物	1,933,397		
減価償却累計額	<u>916,841</u>	1,016,556	
ハ 構 築 物	105,022		
減価償却累計額	<u>77,144</u>	27,878	
ニ 器 械 備 品	902,017		
減価償却累計額	<u>794,501</u>	107,516	
ホ 車 両	5,726		
減価償却累計額	<u>4,306</u>	<u>1,420</u>	
有形固定資産合計		<u>1,173,582</u>	
固定資産合計			1,173,582

2 流 動 資 産

(1) 現金預金	79,661
(2) 未収金	226,263
(3) 貯蔵品	10,034
(4) 前払費用	850
(5) 前渡金	<u>0</u>

流動資産合計 316,808

3 繰 延 勘 定

(1) 控除対象外消費税額	<u>7,720</u>	
繰延勘定合計		<u>7,720</u>
資産合計		<u><u>1,498,110</u></u>

負債の部

4 固定負債		
(1) 退職給与引当金	2,114	
(2) 修繕引当金	<u>43</u>	
固定負債合計		2,157
5 流動負債		
(1) 一時借入金	100,000	
(2) 未払金	213,706	
(3) 預り金	<u>8,654</u>	
流動負債合計		<u>322,360</u>
負債合計		<u>324,517</u>

資本の部

6 資本金		
(1) 自己資本金	183,492	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>472,254</u>	
借入資本金合計	<u>472,254</u>	
資本金合計		655,746
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 補助金	1,497,689	
ロ 寄附金	<u>3,200</u>	
資本剰余金合計		1,500,889
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>983,042</u>	
欠損金合計	<u>983,042</u>	
剰余金合計		<u>517,847</u>
資本合計		<u>1,173,593</u>
負債資本合計		<u><u>1,498,110</u></u>

平成23年度天理市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度天理市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	23,100 戸
(2) 年 間 総 有 収 水 量	8,941,040 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	24,429 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水管整備事業等 473,457 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,416,496 千円
第1項 営業収益	2,403,503 千円
第2項 営業外収益	12,982 千円
第3項 特別利益	11 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,396,117 千円
第1項 営業費用	2,207,810 千円
第2項 営業外費用	183,780 千円
第3項 特別損失	3,527 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額774,648千円は、過年度分損益勘定留保資金208,904千円、当年度分損益勘定留保資金545,365千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,379千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 水道事業資本的収入	354,125 千円
第1項 負担金	14,709 千円
第2項 分担金	34,844 千円
第3項 固定資産売却代金	10 千円
第4項 補助金	10,502 千円
第5項 投資償還金	294,060 千円

支 出	
第1款 水道事業資本的支出	1,128,773 千円
第1項 建設改良費	518,017 千円
第2項 企業債償還金	310,756 千円
第3項 投資	300,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 332,630 千円 |
| (2) 交際費 | 100 千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 統合水道等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,698千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、33,691千円と定める。

平成23年度天理市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度天理市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 戸 数	19,000 戸
(2) 年 間 総 排 水 量	7,515,652 m ³
(3) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	管渠整備事業等 274,867 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 下水道事業収益	2,519,379 千円
第1項 営業収益	1,418,698 千円
第2項 営業外収益	1,100,680 千円
第3項 特別利益	1 千円
支	出
第1款 下水道事業費用	2,729,413 千円
第1項 営業費用	2,055,659 千円
第2項 営業外費用	672,349 千円
第3項 特別損失	1,305 千円
第4項 予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額819,973千円は、当年度分損益勘定留保資金819,973千円で補てんするものとする。)

収	入
第1款 下水道事業資本的収入	964,312 千円
第1項 企業債	176,200 千円
第2項 負担金	54,755 千円
第3項 補助金	717,357 千円
第4項 長期貸付金回収金	6,000 千円
第5項 その他資本的収入	10,000 千円
支	出
第1款 下水道事業資本的支出	1,784,285 千円
第1項 建設改良費	330,302 千円
第2項 長期貸付金	10,000 千円
第3項 企業債償還金	1,437,983 千円
第4項 その他資本的支出	6,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率
公共下水道事業	135,200千円	証書借入	年5%以内
流域下水道事業	26,000千円		
農業集落排水施設事業	15,000千円		

償還の方法		
償還期限	据置期間	その他
30年以内	5年以内	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、もしくは、繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 128,981千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営を助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,745,872千円である。

(平成23年 3月23日 掲示済)

天理市告示第93号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年 3月23日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 3月23日から平成23年 5月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成23年 3月24日 掲示済)

天理市告示第94号

天理市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を認定する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月24日

天理市長 南 佳 策

記

路線番号	路線名	起 終 点	主たる経過地	摘 要
732号	富堂協栄線	起点 富堂町県道天理環状線分岐		
		終点 富堂町市道600号合接		
733号	田町城立1号線	起点 田町市道324号分岐		
		終点 田町市道73号合接		
734号	田町城立2号線	起点 田町市道324号分岐		
		終点 田町市道733号合接		
735号	永原サントウン線	起点 永原町県道天理王寺線分岐		
		終点 永原町県道天理王寺線合接		

(平成23年 3月24日 掲示済)

天理市告示第95号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項により、道路の区域決定及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月24日

天理市長 南 佳 策

記

1 道路の種類 市道

2 区域決定の区間

路線番号	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	摘 要
732号	富堂協栄線	富堂町133番地3先 （県道天理環状線分岐）から 富堂町133番地19先 （市道600号合接）まで	6.00～12.90	101.80	
733号	田町城立1号線	田町452番地24先 （市道324号分岐）から 田町498番地10先 （市道73号合接）まで	6.00～11.40	130.55	
734号	田町城立2号線	田町452番地17先 （市道324号分岐）から 田町452番地15先 （市道733号合接）まで	6.00～10.10	30.20	
735号	永原サントウン線	永原町681番地3先 （県道天理王寺線分岐）から 永原町675番地3先 （県道天理王寺線合接）まで	6.10～12.00	203.10	

3 供用開始の理由 道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため

4 供用開始年月日 平成23年 3月24日

(平成23年 3月24日 掲示済)

天理市告示第96号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項により、道路の区域変更及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月24日

天理市長 南 佳 策

記

1 道路の種類 市道

2 区域変更の区間

路線番号	路線名	区 間	区域変更の前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)	摘要
			前	後		
9号	豊田喜殿線	豊田町229番地3先 (市道10号分岐)から 喜殿町166番地1先 (県道天理環状線接続)まで	前	1.90~25.10	2225.17	
			後	1.90~29.27	2225.17	

3 供用開始の区間 道路の区域変更に伴い、新たに道路となった部分

4 供用開始年月日 平成23年 3月24日

(平成23年 3月24日 掲示済)

天理市告示第97号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

平成23年 3月24日

天理市長 南 佳 策

記

縦覧期間 平成23年 4月1日から平成23年 5月31日まで(土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで)

縦覧場所 天理市役所税務課

(平成23年 3月24日 掲示済)

天理市告示第98号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年 3月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 3月24日から平成23年 5月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年 3月25日 揭示済)

天理市告示第99号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 3月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月25日から平成23年 5月23日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 3月28日 揭示済)

天理市告示第100号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 3月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月28日から平成23年 5月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 3月29日 揭示済)

天理市告示第101号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、和爾町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成23年 3月29日

天理市長 南 佳 策

変更前 事務所の所在地 天理市和爾町1131番地
代表者 天理市和爾町1131番地 古川 清和
変更後 事務所の所在地 天理市和爾町1150番地
代表者 天理市和爾町1150番地 石野 久雄
変更年月日 平成23年 3月13日

(平成23年 3月29日 揭示済)

天理市告示第102号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 3月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月29日から平成23年 5月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 3月30日掲示済)

天理市告示第103号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 3月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月30日から平成23年 5月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 3月31日掲示済)

天理市告示第104号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年 3月31日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成23年 3月31日 掲示済)

天理市告示第105号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年 9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 3月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成23年 3月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月31日から平成23年 9月30日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743 - 63 - 7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成23年 3月31日 掲示済)

天理市告示第106号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 3月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月31日から平成23年 5月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 4月 1日 掲示済)

天理市告示第107号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを平成23年 3月31日付けで登録した旨、公示する。

平成23年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

(平成23年 4月 1日 掲示済)

天理市告示第108号

平成23年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例(昭和34年 3月天理市条例第8号)第15条第3項、第15条の6の5第3項及び第15条の11第3項の規定により告示する。

平成23年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額 基礎控除後の総所得金額等の100分の8
 - (2) 資産割額 土地及び家屋に係る固定資産税額の100分の20
 - (3) 被保険者均等割額 被保険者1人について、22,800円
 - (4) 世帯別平等割額 1世帯について、21,600円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額 基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について、7,000円
 - (3) 世帯別平等割額 1世帯について、6,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額 基礎控除後の総所得金額等の100分の1.8
 - (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について、7,200円
 - (3) 世帯別平等割額 1世帯について、5,400円

(平成23年 4月 1日 掲示済)

天理市告示第109号

天理市国民健康保険条例(昭和34年 3月天理市条例第8号)第19条の規定による平成23年度天理市国民健康保険料の減額について、次のとおり告示する。

平成23年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 基礎賦課額の減額の額
 - (1) 国民健康保険条例(以下「条例」という。)第19条第1項第1号アに規定する額 15,960円
 - (2) 条例第19条第1項第1号イに規定する額 15,120円
 - (3) 条例第19条第1項第2号アに規定する額 11,400円
 - (4) 条例第19条第1項第2号イに規定する額 10,800円
 - (5) 条例第19条第1項第3号アに規定する額 4,560円
 - (6) 条例第19条第1項第3号イに規定する額 4,320円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
 - (1) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 4,900円
 - (2) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円
 - (3) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,500円
 - (4) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円
 - (5) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,400円
 - (6) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額
 - (1) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,040円
 - (2) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 3,780円
 - (3) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,600円
 - (4) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 2,700円
 - (5) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,440円
 - (6) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,080円

(平成23年 4月 1日 掲示済)

天理市告示第110号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成23年 4月 1日

3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 4月 1日から平成23年 5月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年 4月 1日揭示済)

天理市告示第111号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の規定に基づき、平成23年度一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり告示する。

平成23年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

記

1 ごみ処理計画

(1) ごみ排出の見込み

可燃ごみ 21,500 t

不燃ごみ 1,450 t

資源ごみ 1,900 t

計 24,850 t

自家処理量 50 t

小動物の死体 40体(委託分)
180体(職員回収分)

集団資源回収予定量 900 t

排出の状況(平成22年度) 別紙1 略

(2) 処理主体

ア 家庭系ごみについては、委託業者による収集と運搬。又は自ら環境クリーンセンターに直接持込
イ 事業系ごみについては、環境クリーンセンターに直接持込又は許可業者に委託。ただし、少量排出事業所の一部については、家庭系ごみステーションに排出し、委託業者が収集と運搬。

ウ 中間処理については、直営又は処理委託。施設の運転等については委託業者

エ 最終処理については、直営及び大阪湾広域臨海環境整備センターに委託

オ 剪定枝及び草については、一部一般廃棄物処分業者による堆肥化

(3) 処理計画

ア 収集・運搬計画

収集・運搬する廃棄物の量

可燃物 12,040 t

不燃物 1,140 t

プラスチック製容器包装 310 t

ペットボトル 180 t

飲料カン・飲食用びん 450 t

新聞・雑誌類 580 t

ダンボール 210 t

発泡スチロール 60 t

古着 100 t

牛乳パック 20 t

15,090 t

収集区域の範囲 天理市全域

収集回数

可燃物 週2回

不燃物 月2回

資源ごみ 月2回

粗大ごみ 年5回

有害ごみ 年5回
 収集方法 分別収集でステーション方式
 収集・運搬する搬入先 天理市環境クリーンセンター

イ 中間処理計画

処理施設の概要 別紙2のとおり 略

処理方法

- ・可燃物 焼却
 うち剪定枝及び草については、一部堆肥化
- ・不燃物 破碎処理後、資源回収を行い残渣は焼却
- ・プラスチック製容器包装 委託業者による圧縮梱包処理後、指定法人ルートで処理
- ・発泡スチロール 独自ルートにより最終処分まで委託
- ・ペットボトル 委託業者によるフレーク処理後、独自ルートで処理
- ・飲料カン 選別圧縮後に売却（独自ルート）
- ・飲食用びん 3色に分別後売却及び一部処理委託（独自ルート）
- ・新聞 スtockヤードで一時保管後売却
- ・雑誌類 スtockヤードで一時保管後売却
- ・ダンボール スtockヤードで一時保管後売却
- ・古着 スtockヤードで一時保管後引取
- ・牛乳パック 選別後stockヤードで一時保管後売却

搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書

・委託収集（家庭系）	15,090 t
・一般持込（家庭系）	1,080 t
・一般持込（天理教家庭系）	1,200 t
・一般持込（天理教事業系）	430 t
・一般持込（事業所・許可業者）	6,700 t
・減免ごみ	350 t
・2町1村持込み	4,880 t
計	29,730 t

残渣の量及び処分方式

残渣量 4,100 t

処分方式 埋立て処分

ウ 最終処分計画

最終処分場の概要 別紙2のとおり 略

山辺広域第2最終処分場に搬入される焼却灰の量及び年間埋立容量

搬入量（天理市） 1,100 t

〃（田原本町） 1,250 t

年間埋立量 1,753m³（搬入量÷1.34で算出）

大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入される焼却灰の量 3,000 t / 年

- ・搬入場所 堺基地 大阪府堺市西区築港新町4丁4番
- ・処分場 神戸沖処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先
 埋立地面積 88ha 埋立容量 15,000,000m³
- 大阪沖処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先
 埋立地面積 95ha 埋立容量 14,000,000m³

山辺広域第2最終処分場埋立計画

- 第1処分地 埋立方法 サンドイッチ方式
 埋立期間 昭和54年～平成7年
 平成7年度で最終覆土工事完了
- 第2処分地 埋立方法 サンドイッチ方式
 埋立期間 平成7年～平成35年
 埋立残容量 27,897m³

エ 集団資源回収量

新聞	500 t
雑誌類	210 t
ダンボール	150 t
古着	40 t
計	900 t

2 生活排出処理計画

(1) し尿・汚泥排出の見込み

一般し尿	1,410kℓ
浄化槽汚泥	2,030kℓ
計	3,440kℓ

排出の状況(平成22年度) 別紙3 略

(2) 処理主体

一般し尿の収集・運搬 業務委託
 浄化槽汚泥の収集・運搬 許可業者
 一般し尿、浄化槽汚泥ともに、処理については環境クリーンセンターし尿処理場

(3) 処理計画

ア 収集・運搬計画

収集・運搬するし尿・汚泥の量

一般し尿	1,410kℓ
浄化槽汚泥	2,030kℓ
計	3,440kℓ

区域の範囲 天理市内全域

収集回数

- ・一般し尿の汲取り 通常月1回
- ・浄化槽汚泥の清掃 許可業者へ直接申し込み

収集の方法 くみ取り方式

収集・運搬するし尿・汚泥の搬入先 天理市環境クリーンセンター し尿処理場

イ 中間処理計画

処理施設の概要

- ・施設名 天理市環境クリーンセンター し尿処理場
- ・所在地 天理市嘉幡町180番地
- ・処理方法 高負荷脱窒素処理方式
- ・処理能力 57kℓ/日

搬入されるし尿・汚泥の搬入別の内訳量

天理市一般し尿	1,410kℓ
天理市浄化槽汚泥	2,030kℓ
川西町持込み	150kℓ
三宅町持込み	230kℓ
計	3,820kℓ

処理後の量及び処分方法

し渣・汚泥 130t

処分方法 焼却

3 ごみ減量等の具体策

- (1) 少量排出事業所について、現在家庭系ごみとして無料で市が収集している店舗があるが、この範囲を「店舗兼併用住宅」に限定するため、商工会等と指導強化を行う。
- (2) 家庭系粗大ごみリクエスト収集実施の検討を行う。
- (3) 古紙、古布類回収の促進
 子供会や自治会等団体にて回収
 団体への助成金の交付(1kgあたり4円)
 団体数:120団体/登録業者数:8業者
 回収予定量:900t
- (4) 生ごみ処理器の普及促進
 購入者に対して補助金交付(購入金額の2分の1ただし上限3万円)
 補助対象予定世帯数 20世帯
- (5) むくもり収集の実施
 日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみの収集を行う。
 対象世帯数 30世帯

4 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- (1) 家庭系ごみの有料化の検討を行う。
- (2) 独自ルートで処理を行っている資源物等の処理状況の検査を強化する。
- (3) 資源物等の持ち去り防止のパトロール及び廃家電等の不適正排出のパトロールを強化する。

- (4) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画及び生活排出処理基本計画を策定する。
- (5) 循環型社会推進地域計画を策定する。

(平成23年 4月 1日 掲示済)

天理市告示第112号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 委託者
伊賀市予野字鉢屋4713
三重中央開発(株) 代表取締役 金子 文雄
- 2 委託年月日
平成23年 4月 1日

(平成23年 4月 4日 掲示済)

天理市告示第113号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画下水道の(変更)認可に係る図書の写しの送付を奈良県知事より受けたので、次のとおり告示し、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により縦覧に供する。

平成23年 4月 4日

天理市長 南 佳 策

施行者の名称 天理市

都市計画事業の種類及び名称 大和都市計画下水道事業 天理市流域関連公共下水道

事業施行期間 変更後の事業施行期間 昭和43年 9月20日から平成30年 3月31日

事業地 変更後の事業地

(1) 収容の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年 4月奈良県告示第79号、昭和51年 1月奈良県告示第530号、昭和51年 3月奈良県告示第683号、昭和54年10月奈良県告示第403号、昭和57年 1月奈良県告示第652号、昭和58年 8月奈良県告示第303号、昭和63年 8月奈良県告示第297号、平成 2年 4月奈良県告示第43号、平成 5年12月奈良県告示第489号、平成 9年 3月奈良県告示第558号、平成12年 8月奈良県告示第209号、平成14年 7月奈良県告示第195号及び平成19年11月奈良県告示第300号の事業地のうち天理市蔵之庄町、中之庄町、森本町、稲葉町、田部町、杣之内町、御経野町、柳本町、檜垣町及び遠田町地内の各一部を変更する。

縦覧場所 天理市上下水道局下水道課

(平成23年 4月 4日 掲示済)

天理市告示第114号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 4月 4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年 4月 4日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 4月 4日から平成23年 6月 2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成23年 4月 5日 掲示済)

天理市告示第115号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 4月 5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 4月 5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 4月 5日から平成23年 6月 3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成23年 3月 9日 掲示済)

天理市公告第10号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。
平成23年 3月 9日

天理市長 南 佳 策

公売財産	売却区分	名称、性質、その他	数量	天理市長 南 佳 策	
				見積価額 (最低入札価額) (円)	公売保証金 (円)
	天13-1	鉄道模型(Nゲージ用車両、2台セット、黒色、「EH1052」記載あり)	1セット	2,000	0
	天13-2	鉄道模型(Nゲージ用車両、バラ6台セット)	1セット	1,000	0
	天13-3	鉄道模型(部品)(HOゲージ用機関車ボディ・車台・車輪)	1セット	500	0
	天13-4	ビデオセット(NHK昭和の記録1~32巻、木製のケース付)	1セット	3,000	0
	天13-5	記念硬貨セット(500円硬貨7枚、100円硬貨13枚)	1セット	5,000	0
	天13-6	屏風(長篠の合戦図、六曲一双)	1点	5,000	0
	天13-7	レール・パワーユニット(TOMIX、91011ニューレールセットA・B、TOMIX、5001ニューパワーユニット、Nゲージ)	1セット	3,000	0
	天13-8	鉄道模型(TOMIX2323他2台、Nゲージ、ケース入り)	3台	2,000	0
	天13-9	鉄道模型(TOMIX2324、Nゲージ、ケース入り、動力車両)	1台	2,000	0

天13 - 10	鉄道模型 (TOMIX 2302、Nゲージ、ケース入り、動力車両)	1台	2,000	0
天13 - 11	鉄道模型 (TOMIX 2301他2台、Nゲージ、ケース入り)	3台	2,000	0
天13 - 12	鉄道模型セット (KATO、10-305J NR20系、Nゲージ、車両6台入り)	6台	2,000	0
天13 - 13	四輪バギー (50cc、黒色)	1台	20,000	2,000
(注) 上記売却区分ごとに公売します。				
公売方法	ヤフーが提供するインターネットオークション (せり売)			
公売場所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上			
公売参加申込期間	平成23年 4月11日 午後1時00分 ~ 平成23年 4月25日 午後11時00分			
公売日時	入札開始	平成23年 5月6日 午後1時00分		
	入札締切	平成23年 5月8日 午後11時00分		
開札の日時	平成23年 5月9日 午前10時00分			
売却決定	日時	平成23年 5月9日 午前10時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限	平成23年 5月16日 午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。			
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。 2. 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うこととなります。 4. 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担となります。 5. その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。 			
配当を受ける者の権利の申出について				
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は本市収税課に用意しています。				

(平成23年 3月14日 掲示済)

天理市公告第11号

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第11条の9第1項の規定により天理・山辺地区営農連絡協議会から申請のあった農地利用集積円滑化事業規程を、同法第11条の9第3項の規定により承認したので、同法第11条の9第5項の規定により公告する。

平成23年 3月14日

天理市長 南 佳 策

天理・山辺地区営農連絡協議会における農地利用集積円滑化事業規程を平成23年 3月3日に承認

農地利用集積円滑化事業の種類 農地所有者代理事業

事業実施区域 天理市・山添村の区域 (都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの (当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))

(平成23年 3月28日 掲示済)

天理市公告第12号

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成23年 3月28日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成23年 4月 1日 掲示済)

天理市公告第13号

定期予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条及び第5条の規定により公告します。

平成23年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

1 定期予防接種と実施方法(類)

予防接種名	対 象	実施場所	実施日時
ポリオ	生後3～90ヵ月未満	保健センター	平成23年 5月 16・17・18・19・20日 平成23年10月 17・18・19・20・21日
B C G	生後3ヵ月から6ヵ月未満	市内指定医療機関	通年
三種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風)	生後3ヵ月から90ヵ月未満		
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	満11歳から13歳未満		
二種混合(麻疹・風疹)	生後12ヵ月から24ヵ月未満 5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の一年前から当該始期に達する前日まで 13歳となる日属する年度の初日から当該年度の末日にある者 18歳となる日属する年度の初日から当該年度の末日にある者		
日本脳炎第1期	生後36ヵ月から90ヵ月未満		
第2期	9歳から満13歳未満		

定期予防接種と実施方法(類)

予防接種名	対 象	実施場所	実施日時
インフルエンザ	65歳以上の者 60歳以上65歳未満のものであって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が殆ど不可能な程度の障害を有する者	市内指定医療機関	平成23年10月1日 ～ 平成24年 1月31日

2 指定医療機関での接種方法について

- ・保護者に電話で予約・確認をするように市から周知する。
- ・実施日時は、各医療機関の状況に応じて独自に設定する。
- ・保護者から直接医療機関に申し込むものとする。

3 接種を受けることが適当でない者(接種不適当者)

予防接種実施規則第 6 条に規定する接種不適合者は、以下のとおり。

明らかな発熱を呈して入る者

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

当該疾病に係わる予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

その他予防接種を行うことが不適当な者

4 接種の判断を行うに際し注意を要する者（接種要注意者）

予防接種実施要領に規定する接種要注意者は、以下のとおり。

心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血管疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことが明らかな者

過去にけいれんの既往のある者

過去に免疫不全の診断がなされている者

接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

5 接種料金

無料とする。

教育委員会

(平成23年 3月18日揭示済)

天教告示第 3 号

平成23年 3月23日午後 3 時30分から 3 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年 3月18日

天理市教育委員会
委員長 落合 啓 男

(平成23年 3月18日揭示済)

天教告示第 4 号

平成23年 3月25日午前 9 時30分から 3 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年 3月18日

天理市教育委員会
委員長 落合 啓 男

(平成23年 3月31日揭示済)

天教告示第 5 号

平成23年 4月 6 日午前 9 時30分から 4 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年 3月31日

天理市教育委員会
委員長 落合 啓 男

(平成23年 3月25日揭示済)

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月25日

天理市教育委員会
委員長 落合 啓 男

天理市教育委員会規則第 3 号

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年 3月天理市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「、室」を削り、同条第 1 項中「、室」を削り、

「

教育総務課 庶務係 施設係

教育施設整備室 建設係 保全係 を

学校教育課 指導係 学務係

「 教育総務課 庶務係 施設係

学校教育課 指導係 学務係

」

に改める。

第2条施設系の項第4号中「教具の整備」を「施設、設備その他教具の整備及び営繕」に改め、同項に次の1号を加える。

(13) 学校(園)の建築及び設備計画に関すること。

第2条第2項を削る。

第7条第3項中「室に室長を置き、課」を「課」に改め、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

農業委員会

(平成23年3月31日揭示済)

天農委告示第5号

平成23年4月11日午後2時から、下記事項を付議するため天理農業委員会を天理市役所に招集する。

平成23年3月31日

天理市農業委員会
会長 森田 周 作

議案第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条に関する許可申請について

議案第2号 その他

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成23年3月8日揭示済)

天選告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成23年3月24日の1日間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成23年3月8日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成23年3月8日揭示済)

天選告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成23年4月1日の1日間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成23年3月8日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成23年3月18日揭示済)

天選告示第7号

平成23年4月10日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は次のとおりである。

平成23年3月18日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

別紙のとおり 略

(平成23年3月18日揭示済)

天選告示第8号

平成23年4月10日執行予定の奈良県議会議員選挙における奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年10月奈良県条例第4号)第1条の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は次のとおりである。

平成23年3月18日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

(平成23年 3月23日 揭示済)

天選告示第9号

平成23年 3月23日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年 3月23日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀内 靖介

50分の1の数 1,071人

6分の1の数 8,922人

3分の1の数 17,844人

(平成23年 3月24日 揭示済)

天選告示第10号

平成23年 4月10日執行の奈良県知事選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成23年 3月24日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀内 靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成23年 3月24日 揭示済)

天選告示第11号

平成23年 4月10日執行の奈良県知事選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成23年 3月24日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

(平成23年 3月24日 揭示済)

天選告示第12号

平成23年 4月10日執行の奈良県知事選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名等の揭示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成23年 3月24日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀内 靖介

1 場所 天理市役所 3階 334会議室

2 日時 平成23年 3月24日 午後5時15分

(平成23年 3月24日 揭示済)

天選告示第13号

平成23年 4月10日執行の奈良県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成23年 3月24日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀内 靖介

1 場所 天理市役所地下 B30会議室

2 日時 平成23年 4月 7日 午後 5時15分

(平成23年 3月31日 揭示済)

天選告示第14号

平成23年 3月31日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年 3月31日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

50分の1の数 1,071人
6分の1の数 8,919人
3分の1の数 17,837人

(平成23年 3月31日 揭示済)

天選告示第15号

平成23年 3月31日現在における農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第1項の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成23年 3月31日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

第1選挙区 414人
第2選挙区 681人
第3選挙区 964人
第4選挙区 570人

(平成23年 4月 1日 揭示済)

天選告示第16号

平成23年 4月10日執行の奈良県議会議員選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成23年 4月 1日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成23年 4月 1日 揭示済)

天選告示第17号

平成23年 4月10日執行の奈良県議会議員選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成23年 4月 1日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

(平成23年 4月 1日 揭示済)

天選告示第18号

平成23年 4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成23年 4月 1日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

(平成23年 4月 1日 揭示済)

天選告示第19号

平成23年 4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成23年 4月 1日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

(平成23年 4月 1日 揭示済)

天選告示第20号

平成23年 4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における本市開票区の開票は次の場所及び日時により行う。

平成23年 4月 1日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校 体育館
- 2 日時 平成23年 4月10日 午後 9時10分開始

(平成23年 4月 1日 揭示済)

天選告示第21号

平成23年 4月10日執行の奈良県議会議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名等の揭示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成23年 4月 1日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

- 1 場所 天理市役所 3階 333会議室
- 2 日時 平成23年 4月 1日 午後 5時15分

(平成23年 4月 1日 揭示済)

天選告示第22号

平成23年 4月10日執行の奈良県議会議員選挙において、公職選挙法第62条第 2 項及び第 4 項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成23年 4月 1日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

- 1 場所 天理市役所地下 B30会議室
- 2 日時 平成23年 4月 7日 午後 5時15分

監査委員

(平成23年 3月25日 揭示済)

天監委告示第 5号

定期監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第 4 項の規定により、平成22年度第 3 回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成23年 3月25日

天理市監査委員 別 所 矩 佳
天理市監査委員 梅 崎 浩 充
天理市監査委員 山 本 治 夫

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監 査 執 行 期 間	監 査 対 象	予算執行状況調査日
平成22年12月 1日 ~ 平成22年12月 9日	環 境 経 済 部	平成22年10月31日
平成22年12月10日 ~ 平成23年 1月 5日	市 民 部	平成22年11月30日
平成23年 1月 6日 ~ 1月13日	市 長 公 室	平成22年11月30日

" 1月20日～2月8日	健康福祉部	平成22年12月31日
" 2月9日～3月9日	建設部	平成23年1月31日
" 3月10日	会計室	平成23年2月28日

ただし、市民部市民課、保険医療課の予算執行状況調査日は、平成22年10月31日、建設部監理課は、平成22年12月31日である。

3 監査の範囲 平成22年度の財務に関する事務の執行状況

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
- (2) 収入及び支出事務処理状況
- (3) 物品の出納保管状況
- (4) 補助金関係事務処理状況
- (5) 契約関係事務処理状況
- (6) 財産の管理状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出事務等財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

環境経済部

環境政策課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年10月31日現在（単位：円・％）

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
衛生使用料	10,427,000	6,635,130	5,549,130	1,086,000	83.6
衛生手数料	1,844,000	1,456,250	1,424,950	31,300	97.9
衛生費国庫補助金	816,000	0	0	0	0.0
衛生費県補助金	816,000	0	0	0	0.0
衛生費寄付金	72,000	0	0	0	0.0
雑入	404,000	149,600	149,600	0	0.0
合計	14,379,000	8,240,980	7,123,680	1,117,300	86.4

(2) 歳出

平成22年10月31日現在（単位：円・％）

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
保健衛生総務費	310,000	97,580	212,420	31.5
環境衛生費	64,266,000	49,094,951	15,171,049	76.4
浄化槽設置整備費	8,587,000	20,000	8,567,000	0.2
合計	73,163,000	49,212,531	23,950,469	67.3

（職員給与費除く。）

歳入の主なものは、衛生使用料では火葬場使用料であり、衛生手数料では犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料である。

歳出の主なものは、火葬場の指定管理料及び用地借地料等である。

農林課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年10月31日現在（単位：円・％）

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
農林費分担金	6,607,000	0	0	0	0.0
災害復旧費分担金繰越明許	144,000	0	0	0	0.0
農林使用料	118,000	127,510	127,510	0	100.0
農林手数料	3,000	0	0	0	0.0
農林費県補助金	73,587,000	3,044,000	3,044,000	0	100.0

災害復旧費県補助金繰越明許	4,439,000	0	0	0	0.0
総務費委託金	45,000	46,500	46,500	0	100.0
合計	84,943,000	3,218,010	3,218,010	0	100.0

(2) 歳出

平成22年10月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
統計調査費	45,000	38,864	6,136	86.4
農業振興費	53,813,000	11,217,893	42,595,107	20.8
畜産業費	790,000	180,000	610,000	22.8
農地費	155,640,000	33,064,035	122,575,965	21.1
現年	137,640,000	31,909,035	105,730,965	23.2
繰越明許	18,000,000	1,155,000	16,845,000	6.4
農村総合整備事業費	28,183,000	106,145	28,076,855	0.4
現年	25,033,000	106,145	24,926,855	0.4
繰越明許	3,150,000	0	3,150,000	0.0
林業総務費	222,000	21,370	200,630	9.6
林業振興費	6,834,000	2,001,659	4,832,341	29.3
農林業施設災害復旧費	9,526,000	346,293	9,179,707	3.6
現年	926,000	207,420	718,580	22.4
繰越明許	8,600,000	138,873	8,461,127	1.6
合計	255,053,000	46,976,259	208,076,741	18.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、農道占用料及び戸別所得補償制度導入推進事業助成金である。

歳出の主なものは、農業振興費では、農家代表者会活動費補助金、やまと北部農業共済組合活動費補助金等である。

農地費では、市単独土地改良事業補助金、大和平野土地改良区賦課金等であり、繰越事業として、市単独土地改良事業(海知町)の農道整備に伴う設計、土質調査業務が執行されている。

イ 補助金関係について

農家代表者会活動費補助金、市単独土地改良事業補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

商工課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年10月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
商工費県補助金	825,000	0	0	0	0.0
総務費委託金	728,000	20,150	20,150	0	100.0
中小企業融資損失補償預託金返還金	4,200,000	0	0	0	0.0
雑入	2,000	0	0	0	0.0
合計	5,755,000	20,150	20,150	0	100.0

(2) 歳出

平成22年10月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
指定調査総務費	42,000	2,200	39,800	5.2
指定統計費	708,000	0	708,000	0.0
高齢者等雇用安定対策費	15,612,000	15,610,000	2,000	100.0
商工総務費	317,000	65,991	251,009	20.8
商工振興費	43,089,000	27,354,578	15,734,422	63.5
合計	59,768,000	43,032,769	16,735,231	72.0

(職員給与費除く。)

歳入は、統計調査費委託金である。

歳出の主なものは、高齢者等雇用安定対策費では、シルバー人材センターの補助金であり、商工振興費では天理な祭り開催委託料、商工会補助金、中小企業融資損失補償契約に伴う貸付金である。

イ 補助金関係について

シルバー人材センター補助金、商工会補助金、商店街活性化補助金等であり、補助金交付要綱等の関

係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

観光課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年10月31日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
雑入	1,000	12,600	12,600	0	100.0
合計	1,000	12,600	12,600	0	100.0

(2) 歳出

平成22年10月31日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
観光費	55,434,000	25,625,042	29,808,958	46.2
合計	55,434,000	25,625,042	29,808,958	46.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、イベント参加料等である。

歳出の主なものは、乗鞍山公園管理委託料、観光協会補助金、観光案内所建物等借上料及び、てくてくてんり事業実施委託料等である。

業務課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年10月31日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
衛生使用料	4,000	3,880	3,880	0	100.0
衛生手数料	163,303,000	81,732,920	75,039,300	6,693,620	91.8
衛生費県補助金	2,324,000	0	0	0	0.0
広域塵芥処理受託収入	188,096,000	102,157,585	83,200,955	18,956,630	81.4
雑入	24,234,000	20,546,567	19,688,833	857,734	95.8
合計	377,961,000	204,440,952	177,932,968	26,507,984	87.0

(2) 歳出

平成22年10月31日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
塵芥処理費	654,741,000	282,322,810	372,418,190	43.1
現年	648,079,000	275,661,610	372,417,390	42.5
事故繰越	6,662,000	6,661,200	800	100.0
し尿処理費	75,022,000	33,149,575	41,872,425	44.2
広域塵芥処理費	70,556,000	33,697,542	36,858,458	47.8
合計	800,319,000	349,169,927	451,149,073	43.6

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、衛生手数料では、ごみ及びし尿の処理手数料である。

広域塵芥処理受託収入では、山辺広域の各町村から持ち込まれるごみ等の受託収入、ごみ処理施設整備事業に伴う受託収入等である。

歳出の主なものは、塵芥処理費では、ごみ焼却施設の修繕費、ごみ収集運搬業務及び運転管理業務委託料、環境クリーンセンター周辺地元協力金等である。

し尿処理費では、し尿処理施設の修繕費、し尿収集運搬業務及び運転管理業務委託料等である。

広域塵芥処理費では、最終処分地施設の修繕費、灰等搬出運搬業務及び一般廃棄物埋立処分委託料等である。

イ 委託関係について

ごみ収集運搬業務委託、ごみ焼却処理施設及びし尿処理施設の運転管理業務委託、灰等搬出運搬業務委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民部

市民課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年10月31日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
---	------	-----	------	-------	-----

総務手数料	27,042,000	14,751,200	14,571,400	179,800	98.8
総務費委託金(国)	2,022,000	1,080,000	1,080,000	0	100.0
総務費委託金(県)	58,000	0	0	0	0.0
合計	29,122,000	15,831,200	15,651,400	179,800	98.9

(2) 歳出

平成22年10月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
戸籍住民基本台帳費	26,144,000	9,896,011	16,247,989	37.9

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、総務手数料では、戸籍謄抄本等の交付手数料であり、総務費委託金(国)では、外国人登録事務及び特別永住事務委託金である。

歳出の主なものは、住民記録、戸籍総合システムの保守委託料、戸籍総合システム及び自動交付機器の借上料等である。

イ 証明書等の発行状況について 証明書等の発行件数及び手数料は、次表のとおりである。

平成22年10月31日現在(単位:円・%)

区分	件数			調定額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)
	無料(件)	有料(件)	計(件)				
戸籍謄抄本	1,594	7,329	8,923	5,189,100	5,165,100	24,000	99.5
住民票	1,613	16,878	18,491	5,505,200	5,480,600	24,600	99.6
印鑑証明	103	9,697	9,800	3,392,900	3,379,100	13,800	99.6
その他証明	46	683	729	607,200	606,600	600	99.9
広域交付住民票	0	14	14	4,800	4,500	300	93.8
住民基本台帳カード	0	104	104	52,000	51,000	1,000	98.1
計	3,356	34,705	38,061	14,751,200	14,686,900	64,300	99.6

なお、64,300円の収入未済額は、翌月に納入されていた。

保険医療課

ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成22年10月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
民生費国庫負担金	27,452,000	0	0	0	0.0
民生費委託金	17,582,000	0	0	0	0.0
民生費県負担金	279,536,000	0	0	0	0.0
民生費県補助金	103,231,000	0	0	0	0.0
福祉医療費貸付金元利収入	8,400,000	3,941,330	3,941,330	0	100.0
雑入	14,576,000	7,436,274	7,436,274	0	100.0
過年度収入	1,000	0	0	0	0.0
合計	450,778,000	11,377,604	11,377,604	0	100.0

(2) 歳出

平成22年10月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
諸費	1,000	0	1,000	0.0
社会福祉総務費	8,400,000	4,745,086	3,654,914	56.5
障害者福祉費	80,749,000	39,919,502	40,829,498	49.4
老人福祉費	9,204,000	2,796,956	6,407,044	30.4
国民年金費	6,581,000	2,464,929	4,116,071	37.5
国民健康保険医療助成費	302,146,000	0	302,146,000	0.0
後期高齢者医療費	637,824,000	322,522,222	315,301,778	50.6
児童福祉総務費	95,591,000	56,582,419	39,008,581	59.2
母子福祉費	33,358,000	18,363,354	14,994,646	55.0
老人保健費	545,000	545,000	0	100.0
合計	1,174,399,000	447,939,468	726,459,532	38.1

(職員給与費除く。)

歳入は、福祉医療費貸付金元利収入及び福祉医療費助成制度高額療養費収入である。

歳出の主なものは、障害者福祉費、児童福祉総務費、母子福祉費等の扶助費、後期高齢者医療広域連合定率負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金等である。

2 国民健康保険特別会計

(1) 歳入

平成22年10月31日現在 (単位:円・%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
国民健康保険料	1,553,698,000	2,112,638,006	775,487,069	1,337,150,937	36.7
使用料及び手数料	130,000	55,250	55,250	0	100.0
国庫支出金	2,448,022,000	888,352,000	888,352,000	0	100.0
療養給付費交付金	241,009,000	148,201,000	148,201,000	0	100.0
前期高齢者交付金	886,250,000	443,126,373	443,126,373	0	100.0
県支出金	329,796,000	96,053,550	96,053,550	0	100.0
共同事業交付金	690,645,000	357,728,032	357,728,032	0	100.0
財産収入	2,000	21	21	0	100.0
繰入金	412,520,000	55,040,000	55,040,000	0	100.0
繰越金	164,187,000	462,802,895	462,802,895	0	100.0
諸収入	5,466,000	1,530,314	1,530,314	0	100.0
合計	6,731,725,000	4,565,527,441	3,228,376,504	1,337,150,937	70.7

(2) 歳出

平成22年10月31日現在 (単位:円・%)

款	予算現額	執行済額	残額	執行率
総務費	79,402,000	26,142,716	53,259,284	32.9
保険給付費	4,548,354,000	2,304,648,860	2,243,705,140	50.7
後期高齢者支援金等	781,126,000	455,649,612	325,476,388	58.3
前期高齢者納付金等	1,358,000	776,470	581,530	57.2
老人保健拠出金	15,835,000	9,254,765	6,580,235	58.4
介護納付金	348,763,000	185,187,529	163,575,471	53.1
共同事業拠出金	728,394,000	364,195,272	364,198,728	50.0
保健事業費	67,426,000	15,567,521	51,858,479	23.1
基金積立金	2,000	21	1,979	1.1
公債費	2,737,000	0	2,737,000	0.0
諸支出金	64,546,000	56,103,327	8,442,673	86.9
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
合計	6,638,943,000	3,417,526,093	3,221,416,907	51.5

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、国民健康保険料、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、及び繰越金等である。

歳出の主なものは、総務費ではレセプト点検手数料、国保事務システム保守及び電算事務処理委託料等である。

保険給付費では、一般被保険者及び退職被保険者等療養給付費・療養費及び高額療養費、出産育児一時金である。

後期高齢者支援金等では、後期高齢者の支援金であり、介護納付金では、介護給付費、地域支援事業納付金であり、共同事業拠出金では、保険財政共同安定化事業拠出金等である。

イ 国民健康保険料の収入状況について 国民健康保険料の収入状況は、次表のとおりである。

平成22年10月31日現在 (単位:円・%)

項目		平成22年10月31日現在			
		調定額	収入済額	収入未済額	収入率
医療分	一般分	1,061,415,885	506,245,721	555,170,164	47.7
	現年度分				
	滞納繰越分				
	計	1,517,758,356	530,322,510	987,435,846	34.9
療分	退職分	90,124,904	45,377,027	44,747,877	50.3
	現年度分				
	滞納繰越分				
	計	13,547,519	723,354	12,824,165	5.3

支 援 分	一 般 分	現年度分	267,404,340	126,616,745	140,787,595	47.4
		滞納繰越分	56,447,435	5,591,670	50,855,765	9.9
		計	323,851,775	132,208,415	191,643,360	40.8
	退 職 分	現年度分	18,572,110	10,799,994	7,772,116	58.2
		滞納繰越分	1,142,791	169,999	972,792	14.9
		計	19,714,901	10,969,993	8,744,908	55.6
介 護 分	一 般 分	現年度分	97,665,460	44,202,126	53,463,334	45.3
		滞納繰越分	44,871,666	2,656,136	42,215,530	5.9
		計	142,537,126	46,858,262	95,678,864	32.9
	退 職 分	現年度分	17,010,720	9,597,444	7,413,276	56.4
		滞納繰越分	1,640,224	153,418	1,486,806	9.4
		計	18,650,944	9,750,862	8,900,082	52.3
合 計		2,112,638,006	775,487,069	1,337,150,937	36.7	

徴収にあたっては、徴収方法に創意工夫され、より一層財源の確保に努められるよう要望する。

3 老人保健特別会計

(1) 歳入

平成22年10月31日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
医療費交付金	2,538,000	109,872	109,872	0	100.0
審査支払手数料交付金	9,000	2,970	2,970	0	100.0
医療費負担金(国)	286,000	0	0	0	0.0
医療費負担金(県)	73,000	0	0	0	0.0
一般会計繰入金	545,000	545,000	545,000	0	100.0
繰越金	1,047,000	1,045,834	1,045,834	0	100.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
第三者納付金	1,000	811,963	811,963	0	100.0
返納金	1,000	0	0	0	0.0
雑入	1,000	501,012	501,012	0	100.0
合 計	4,502,000	3,016,651	3,016,651	0	100.0

(2) 歳出

平成22年10月31日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	収入率
一般管理費	481,000	78,958	402,042	16.4
医療給付費	2,650,000	1,781,190	868,810	67.2
医療支給費	205,000	16,348	188,652	8.0
審査支払手数料	5,000	342	4,658	6.8
償還金	42,000	0	42,000	0.0
諸支出金	1,118,000	0	1,118,000	0.0
繰上充用金	1,000	0	1,000	0.0
合 計	4,502,000	1,876,838	2,625,162	41.7

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、一般会計繰入金、繰越金等であり、歳出の主なものは、医療給付費等である。

4 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

平成22年10月31日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
特別徴収保険料	221,870,000	229,551,500	110,059,500	119,492,000	47.9
普通徴収保険料	154,450,000	159,274,100	81,673,500	77,600,600	51.3
証明手数料	1,000	300	300	0	100.0
督促手数料	1,000	20,550	20,550	0	100.0
一般会計繰入金	153,230,000	46,056,000	46,056,000	0	100.0
繰越金	1,000	62,562	62,562	0	100.0
延滞金	1,000	0	0	0	0.0
過料	1,000	0	0	0	0.0

保険料還付金	500,000	0	0	0	0.0
還付加算金	5,000	0	0	0	0.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
弁償金	1,000	0	0	0	0.0
雑入	9,538,000	0	0	0	0.0
合計	539,600,000	434,965,012	237,872,412	197,092,600	54.7

(2) 歳出

平成22年10月31日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
一般管理費	10,429,000	5,097,097	5,331,903	48.9
賦課徴収費	2,074,000	349,840	1,724,160	16.9
後期高齢者医療広域連合給付金	516,657,000	197,339,700	319,317,300	38.2
健康診査費	9,935,000	2,902,651	7,032,349	29.2
保険料還付金	505,000	81,500	423,500	16.1
合計	539,600,000	205,770,788	333,829,212	38.1

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等である。

歳出の主なものは、一般管理費では、後期高齢者医療システム保守及び電算事務処理委託料であり、後期高齢者医療広域連合給付金では、同事業への負担金である。

男女共同参画課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年11月30日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務使用料	792,000	619,500	531,500	88,000	85.8
雑入	44,000	31,187	27,336	3,851	87.7
合計	836,000	650,687	558,836	91,851	85.9

(2) 歳出

平成22年11月30日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
男女共同参画推進費	9,651,000	6,138,074	3,512,926	63.6

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、男女共同参画プラザ使用料である。

歳出の主なものは、家庭教育学級運営委託料、女性教育推進事業委託料、土地賃貸借料等である。

人権センター

ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成22年11月30日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務使用料	1,503,000	1,570,600	1,570,600	0	100.0
民生使用料	11,000	7,640	7,640	0	100.0
民生費県補助金	9,721,000	0	0	0	0.0
民生費県委託金	260,000	0	0	0	0.0
不動産売払収入	1,397,000	8,135,681	7,567,453	568,228	93.0
生活資金貸付金元利収入	1,000	870,436	0	870,436	0.0
雑入	0	7,023	7,023	0	100.0
合計	12,893,000	10,591,380	9,152,716	1,438,664	86.4

(2) 歳出

平成22年11月30日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
交通安全対策費	1,680,000	1,680,000	0	100.0
社会福祉総務費	621,000	597,440	23,560	96.2
老人憩いの家管理費	656,000	459,443	196,557	70.0
コミュニティセンター費	3,232,000	1,934,504	1,297,496	59.9

人権啓発推進費	9,513,000	6,982,370	2,530,630	73.4
児童館費	4,382,000	2,464,067	1,917,933	56.2
環境衛生費	4,407,000	3,253,444	1,153,556	73.8
住宅管理費	519,000	194,567	324,433	37.5
住宅新築資金等貸付金特別会計繰出金	3,768,000	0	3,768,000	0.0
合計	28,778,000	17,565,835	11,212,165	61.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、総務使用料では、名阪高架下駐車場使用料、不動産売払収入である。

歳出の主なものは、人権啓発推進費では、人権教育推進協議会運営事業補助金、人権ふれあい集会開催委託料、環境衛生費では、石上共同浴場の運営費補助金等である。

2 住宅新築資金等貸付金特別会計

(1) 歳入

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
一般会計繰入金	3,768,000	0	0	0	0.0
繰越金	1,000,000	3,043,087	3,043,087	0	100.0
雑入	30,032,000	20,523,517	20,523,517	0	100.0
合計	34,800,000	23,566,604	23,566,604	0	100.0

(2) 歳出

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
運用管理費	2,490,000	2,477,000	13,000	99.5
元金	25,457,000	12,403,060	13,053,940	48.7
利子	6,853,000	3,463,284	3,389,716	50.5
合計	34,800,000	18,343,344	16,456,656	52.7

歳入は繰越金、雑入の回収管理組合返戻金である。

歳出の主なものは、運用管理費では、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合負担金であり、公債費の元金及び利子償還金である。

イ 貸付金の償還状況について

(1) 生活資金貸付金

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
滞納繰越分	1,000	870,436	0	870,436	0.0

(2) 住宅新築資金等貸付金

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
現年度分	22,739,000	17,438,215	17,438,215	0	100.0
滞納繰越分	5,802,000	3,085,302	3,085,302	0	100.0
合計	28,541,000	20,523,517	20,523,517	0	100.0

嘉幡コミュニティセンター

御経野コミュニティセンター

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
民生使用料	56,000	166,860	164,460	2,400	98.6
民生費県補助金	19,442,000	0	0	0	0.0
合計	19,498,000	166,860	164,460	2,400	98.6

民生使用料は、嘉幡及び御経野コミュニティセンターの使用料等であり、民生費県補助金(コミュニティセンター運営費補助金)は年度末に納入される予定である。

(2) 歳出

嘉幡コミュニティセンター

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
老人憩の家管理費	102,000	23,834	78,166	23.4

コミュニティセンター費	4,510,000	2,255,838	2,254,162	50.0
児童館費	3,216,000	1,653,525	1,562,475	51.4
環境衛生費	4,231,000	3,058,357	1,172,643	72.3
合計	12,059,000	6,991,554	5,067,446	58.0

(職員給与を除く。)

御経野コミュニティセンター

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
老人憩の家管理費	781,000	546,629	234,371	70.0
コミュニティセンター費	3,734,000	1,890,391	1,843,609	50.6
児童館費	3,559,000	1,666,049	1,892,951	46.8
環境衛生費	6,183,000	4,673,725	1,509,275	75.6
現年	3,894,000	2,775,325	1,118,675	71.3
繰越明許	2,289,000	1,898,400	390,600	82.9
合計	14,257,000	8,776,794	5,480,206	61.6

(職員給与を除く。)

嘉幡、御経野コミュニティセンター共通の歳出の主なものは、コミュニティセンター及び児童館の維持管理費、共同浴場の管理運営補助金等であり、御経野コミュニティセンターでは、繰越事業として大会議室の防音工事が執行されている。

市長公室

秘書課

予算執行状況について

(1) 歳出

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
一般管理費	9,118,000	5,704,413	3,413,587	62.6
姉妹都市友好費	4,569,000	1,851,775	2,717,225	40.5
諸費	1,222,000	535,500	686,500	43.8
合計	14,909,000	8,091,688	6,817,312	54.3

(職員給与を除く。)

歳出の主なものは、一般管理費では全国・近畿・県市長会負担金である。

姉妹都市友好費では瑞山市との交流事業費であり、諸費では内外情勢調査会会費等である。

人事課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
市預金利子	0	17	17	0	100.0
雑入	56,849,000	2,250,747	1,781,571	469,176	79.2
合計	56,849,000	2,250,764	1,781,588	469,176	79.2

(2) 歳出

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
一般管理費	161,265,000	20,661,401	40,603,599	33.7

(職員給与を除く。)

歳入の主なものは、職員駐車場料である。

歳出の主なものは、人事給与システム保守委託料・システム借上料等である。

イ 委託関係について

人事給与システム保守委託、研修委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

企画課

予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務費県補助金	28,000	0	0	0	0.0
総務費委託金	40,338,000	30,983,180	30,898,340	84,840	99.7
雑入	1,000,000	0	0	0	0.0
合計	41,366,000	30,983,180	30,898,340	84,840	99.7

(2) 歳出

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
企画費	18,768,000	14,636,613	4,131,387	78.0
諸費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
指定統計費	37,386,000	1,925,925	35,460,075	5.2
広域消防費	819,123,000	655,299,000	163,824,000	80.0
合計	876,277,000	671,861,538	204,415,462	76.7

(職員給与費除く。)

歳入は、総務費委託金の国勢調査経費市町村交付金である。

歳出の主なものは、企画費では、山辺広域行政事務組合総務費分担金であり、

広域消防費では山辺広域行政事務組合消防費分担金である。

自治振興課

予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務費委託金	3,510,000	0	0	0	0.0
雑入	3,037,000	2,797,800	2,776,780	21,020	99.2
合計	6,547,000	2,797,800	2,776,780	21,020	99.2

(2) 歳出

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
広報費	58,426,000	45,673,648	12,752,352	78.2
諸費	2,400,000	2,400,000	0	100.0
合計	60,826,000	48,073,648	12,752,352	79.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、自治総合センターコミュニティ助成金である。

歳出の主なものは、広報費では毎月2回発行される「町から町へ」の印刷代、「いきいきタウン」の制作及び放送委託料、多世代ふれあい交流事業補助金、校区区長会運営交付金等である。

市民会館

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務使用料	7,860,000	7,071,115	7,068,415	2,700	100.0
雑入	84,000	63,408	54,773	8,635	86.4
合計	7,944,000	7,134,523	7,123,188	11,335	99.8

(2) 歳出

平成22年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
市民会館費	27,801,000	18,626,274	9,174,726	67.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、市民会館使用料であり、歳出の主なものは、市民会館の維持管理費である。

イ 市民会館の利用状況について

平成22年11月30日現在(単位:件)

区分	ホール	会議室	合計
4月	4	59	63
5月	9	69	78
6月	12	64	76

7月	18	73	91
8月	17	38	55
9月	11	55	66
10月	14	52	66
11月	19	40	59
合計	104	450	554

健康福祉部

社会福祉課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年12月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
民生費負担金	1,300,000	0	0	0	0.0
民生使用料	4,000	3,770	3,770	0	100.0
民生費(国)負担金	1,214,965,000	914,178,619	914,178,619	0	100.0
民生費(国)補助金	52,562,000	0	0	0	0.0
衛生費(国)補助金	56,000	0	0	0	0.0
民生費(国)委託金	228,000	0	0	0	0.0
民生費(県)負担金	225,482,000	0	0	0	0.0
民生費(県)補助金	47,507,000	0	0	0	0.0
衛生費(県)補助金	10,443,000	0	0	0	0.0
民生費(県)委託金	0	68,707	68,707	0	100.0
貸付金元利収入	1,000	1,090,160	0	1,090,160	0.0
雑入	5,567,000	67,904,091	23,510,644	44,393,447	34.6
過年度収入	1,270,000	0	0	0	0.0
合計	1,559,385,000	983,245,347	937,761,740	45,483,607	95.4

(2) 歳出

平成22年12月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
諸費	101,675,000	0	101,675,000	0.0
社会福祉総務費	71,370,000	64,596,301	6,773,699	90.5
障害者福祉費	1,052,939,000	673,966,679	378,972,321	64.0
遺家族等援護費	3,288,000	2,395,897	892,103	72.9
福祉センター費	68,514,000	48,873,000	19,641,000	71.3
障害者ふれあいセンター費	21,300,000	16,200,000	5,100,000	76.1
児童福祉総務費	228,000	132,257	95,743	58.0
生活保護総務費	13,147,000	3,082,165	10,064,835	23.4
扶助費	1,050,740,000	691,130,746	359,609,254	65.8
災害救助費	551,000	0	551,000	0.0
衛生費	21,104,000	14,469,005	6,634,995	68.6
合計	2,404,856,000	1,514,846,050	890,009,950	63.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、障害者自立支援給付費及び生活保護費の国庫負担金である。

歳出の主なものは、社会福祉総務費では、社会福祉協議会補助金、各地区民生児童委員活動負担金であり、障害者福祉費では、地域活動支援センター指定管理料、福祉作業所運営補助金、障害者福祉に係る扶助費である。

福祉センター費及び障害者ふれあいセンター費では、それぞれの指定管理料であり、扶助費では生活保護費である。

イ 委託関係について

地域活動支援センター、福祉センター及び障害者ふれあいセンターの指定管理料、社会福祉活動用大型バス運行委託、支援費制度適正化事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

ウ 補助金関係について

社会福祉協議会補助金、福祉作業所運営補助金、民生児童委員活動負担金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

介護福祉課
ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成22年12月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
民生費負担金	20,006,000	13,775,811	12,520,551	1,255,260	90.9
民生使用料	6,000	6,920	6,920	0	100.0
民生費国庫補助金	18,373,000	0	0	0	0.0
民生費県補助金	174,610,000	3,000,000	3,000,000	0	100.0
現年	98,486,000	3,000,000	3,000,000	0	100.0
繰越明許	76,124,000	0	0	0	0.0
介護保険特別会計繰入金	58,218,000	58,217,749	58,217,749	0	100.0
雑入	10,000	33,168	33,168	0	100.0
過年度収入	10,000	0	0	0	0.0
合計	271,233,000	75,033,648	73,778,388	1,255,260	98.3

(2) 歳出

平成22年12月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
諸費	3,046,000	0	3,046,000	0.0
老人福祉費	56,917,000	21,791,468	35,125,532	38.3
ふるさと園費	132,112,000	103,560,814	28,551,186	78.4
多世代交流広場管理費	1,962,000	1,962,000	0	100.0
介護保険費	774,078,000	492,436,440	281,641,560	63.6
現年	697,954,000	454,374,440	243,579,560	65.1
繰越明許	76,124,000	38,062,000	38,062,000	50.0
合計	968,115,000	619,750,722	348,364,278	64.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、民生費負担金では、老人ホーム入所者に係る費用徴収金であり、介護保険特別会計繰入金である。

歳出の主なものは、老人福祉費では、老人クラブ補助金、老人保護措置費である。

ふるさと園費では、ふるさと園の指定管理料、老人保護措置費であり、介護保険費では、介護保険特別会計繰出金であり、繰越事業として介護基盤緊急整備等臨時特例補助金が執行されている。

2 介護保険特別会計

(1) 歳入

平成22年12月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
第1号被保険者保険料	653,119,000	705,657,330	559,220,150	146,437,180	79.2
認定審査会負担金	1,495,000	747,000	747,000	0	100.0
総務手数料	1,000	0	0	0	0.0
督促手数料	30,000	42,000	42,000	0	100.0
介護給付費負担金(国)	649,892,000	379,464,000	379,464,000	0	100.0
調整交付金	192,116,000	117,128,000	117,128,000	0	100.0
地域支援事業交付金(国)	5,447,000	4,084,482	4,084,482	0	100.0
地域支援事業交付金(国)	23,277,000	17,458,154	17,458,154	0	100.0
介護給付費交付金	1,096,143,000	685,226,000	685,226,000	0	100.0
地域支援事業支援交付金	6,536,000	6,970,000	6,970,000	0	100.0
介護給付費負担金(県)	531,473,000	304,960,000	304,960,000	0	100.0
地域支援事業交付金(県)	2,724,000	1,588,279	1,588,279	0	100.0
地域支援事業交付金(県)	11,639,000	6,788,721	6,788,721	0	100.0
利子及び配当金	309,000	138,278	138,278	0	100.0
一般会計繰入金	597,586,000	454,361,000	454,361,000	0	100.0
介護給付費準備基金繰入金	1,000	0	0	0	0.0
介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	12,400,000	0	0	0	0.0
繰越金	124,283,000	124,283,521	124,283,521	0	100.0

第1号被保険者延滞金	1,000	0	0	0	0.0
過料	1,000	0	0	0	0.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
第三者納付金	1,000	9,912,627	9,912,627	0	100.0
返納金	1,000	0	0	0	0.0
雑入	1,000	84,020	84,020	0	100.0
合計	3,908,477,000	2,818,893,412	2,672,456,232	146,437,180	94.8

(2) 歳出

平成22年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
一般管理費	10,058,000	3,277,859	6,780,141	32.6
連合会負担金	1,616,000	1,548,988	67,012	95.9
賦課徴収費	9,847,000	6,290,400	3,556,600	63.9
介護認定審査会費	8,353,000	5,153,236	3,199,764	61.7
認定調査等費	36,097,000	28,291,500	7,805,500	78.4
介護保険事業推進費	366,000	154,920	211,080	42.3
介護サービス等諸費	3,082,740,000	1,964,173,026	1,118,566,974	63.7
介護予防サービス等諸費	312,582,000	180,088,113	132,493,887	57.6
審査支払手数料	7,068,000	3,994,940	3,073,060	56.5
高額介護サービス等費	51,600,000	39,290,251	12,309,749	76.1
高額医療合算介護サービス等費	50,000,000	1,567,860	48,432,140	3.1
特定入所者介護サービス等費	120,840,000	80,428,530	40,411,470	66.6
財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.0
介護予防事業費	21,786,000	6,374,799	15,411,201	29.3
包括的支援事業・任意事業費	58,192,000	52,534,554	5,657,446	90.3
介護給付費準備基金積立金	57,530,000	127,572	57,402,428	0.2
介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金	22,000	10,706	11,294	48.7
保険料還付金	751,000	751,000	0	100.0
償還金	20,810,000	10,091,891	10,718,109	48.5
一般会計繰出金	58,218,000	58,217,749	251	100.0
合計	3,908,477,000	2,442,367,894	1,466,109,106	62.5

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料では現年度分特別徴収及び普通徴収の介護保険料である。介護給付費負担金(国・県)では現年度介護給付費負担金であり、調整交付金では現年度調整交付金である。

介護給付費交付金では現年度介護給付費交付金であり、一般会計繰入金では一般会計から本特別会計への繰入金であり、繰越金では本特別会計繰越金である。

歳出の主なものは、介護サービス等諸費では施設及び居宅介護給付費であり、介護予防サービス等諸費では介護予防給付費である。

包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センター業務委託料であり、一般会計繰出金では、同事業への繰出金である。

イ 委託関係について

ふるさと園指定管理料、地域包括支援センター業務委託、介護支援専門員適正化事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

健康推進課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
衛生使用料	9,282,000	4,368,142	4,368,142	0	100.0
衛生手数料	10,000	4,000	4,000	0	100.0
民生費県補助金	18,070,000	0	0	0	0.0
衛生費県補助金	12,664,000	0	0	0	0.0
雑入	1,513,000	1,326,210	1,326,210	0	100.0
合計	41,539,000	5,698,352	5,698,352	0	100.0

(2) 歳出

平成22年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
母子保健費	59,747,000	34,468,506	25,278,494	57.7
保健衛生総務費	3,847,000	1,399,355	2,447,645	36.4
予防費	119,367,000	90,007,563	29,359,437	75.4
健康増進対策費	47,710,000	25,014,820	22,695,180	52.4
合計	230,671,000	150,890,244	79,780,756	65.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、衛生使用料では休日応急診療所使用料であり、雑入ではがん検診等実費徴収金である。

歳出の主なものは、母子保健費では妊婦健康診査委託料、扶助費であり、予防費では各種予防接種委託料、休日応急診療所の医師会・薬剤師会に対する委託料及び交付金であり、健康増進対策費では各がん検診委託料である。

イ 休日応急診療所の利用状況は、次表のとおりである。

平成22年12月31日現在 (単位:人)

科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
医科	内科	11	60	8	22	19	18	18	78	252
	外科	1	1	0	0	1	0	0	0	3
	小児科	48	139	42	60	32	39	58	65	594
	その他	1	0	0	3	4	1	2	1	12
	合計	61	200	50	85	56	58	78	84	189

ウ 検診の受診状況は、次表のとおりである。

平成22年12月31日現在 (単位:人・円・%)

科目	受診者数	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
胃がん検診	474 (157)	426,600	426,600	0	100.0
胸部検診	374 (150)	74,800	74,800	0	100.0
喀痰検診	51 (12)	22,950	22,950	0	100.0
成人病検診	156 (0)	312,000	312,000	0	100.0
合計	1,055 (319)	836,350	836,350	0	100.0

()は、70歳以上無料受診者数を表す。

エ 委託関係について

休日応急診療所医師会及び薬剤師会に対する委託料、地域ふれあい教室事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

児童福祉課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
民生費負担金	355,904,000	256,066,054	208,973,596	47,092,458	81.6
民生使用料	8,000	5,080	5,080	0	100.0
民生費国庫負担金	1,298,986,000	180,057,667	180,057,667	0	100.0
民生費国庫補助金	37,314,000	0	0	0	0.0
現年	29,964,000	0	0	0	0.0
繰越明許	7,350,000	0	0	0	0.0
国庫支出金	3,625,000	3,940,000	3,940,000	0	100.0
民生費県負担金	257,102,000	61,049,000	61,049,000	0	100.0
民生費県補助金	268,656,000	8,450,000	8,450,000	0	100.0
現年	81,840,000	0	0	0	0.0
繰越明許	186,816,000	8,450,000	8,450,000	0	100.0
雑入	11,039,000	5,528,800	5,478,800	50,000	99.1
過年度収入	81,000	758,834	758,834	0	100.0
合計	2,232,715,000	515,855,435	468,712,977	47,142,458	90.9

(2) 歳出

平成22年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
諸費	12,000	0	12,000	0.0
障害者福祉費	12,143,000	9,400,490	2,742,510	77.4
児童福祉総務費	448,370,000	202,008,787	246,361,213	45.1
現年	213,548,000	171,361,590	42,186,410	80.2
繰越明許	234,822,000	30,647,197	204,174,803	13.1
児童措置費	1,980,525,000	1,152,451,470	828,073,530	58.2
保育所費	133,043,000	88,250,276	44,792,724	66.3
母子福祉費	286,287,000	270,119,492	16,167,508	94.4
合計	2,860,380,000	1,722,230,515	1,138,149,485	60.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、民生費負担金では保育所及び学童保育所入所者負担金であり、民生費国庫及び県負担金では保育所運営費負担金、被用者児童手当負担金、子ども手当て負担金である。

民生費県補助金では、放課後児童クラブ施設整備費に伴う補助金であり、繰越事業として執行されている。

歳出の主なものは、児童福祉総務費では、民間保育所運営費補助金、学童保育所指定管理料であり、繰越事業として井戸堂学童保育所新築に伴う、工事請負費等が執行されている。

児童措置費では保育所運営費負担金、扶助費(子ども手当)であり、保育所費では、各保育所に係る経費、中央保育所用地借上料であり、母子福祉費では扶助費(児童扶養手当)である。

イ 補助金関係について

民間保育所運営費補助金、知的障害児支援施設運営事業補助金、地域子育て支援拠点事業費補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

ウ 天理市立保育所の保育料の収納状況は、次表のとおりである。

平成22年12月31日現在(単位:円・%)

保育所名		調定額	収入済額	収入未済額	収入率
現年度分	中央保育所	33,804,350	33,096,100	708,250	97.9
	南保育所	20,149,150	19,497,300	651,850	96.8
	山田保育所	2,541,250	2,486,550	54,700	97.8
	北保育所	18,250,200	17,753,850	496,350	97.3
	嘉幡保育所	14,853,000	13,931,550	921,450	93.8
	計	89,597,950	86,765,350	2,832,600	96.8
滞納繰越分		34,717,960	1,900,420	32,817,540	5.5
合計		124,315,910	88,665,770	35,650,140	71.3

保育料の収納には扶養義務者の実態を把握し、より一層の収納確保に努められるよう要望する。

建設部

監理課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年12月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
土木費負担金	500,000	0	0	0	0.0
土木使用料	29,875,000	29,850,280	29,596,330	253,950	99.1
総務手数料	72,000	28,570	28,570	0	100.0
土木費国庫補助金	1,000,000	0	0	0	0.0
県支出金	20,601,000	0	0	0	0.0
財産貸付収入	3,710,000	3,561,001	3,561,001	0	100.0
合計	55,758,000	33,439,851	33,185,901	253,950	99.2

(2) 歳出

平成22年12月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
地籍調査費	29,895,000	2,588,230	27,306,770	8.7
道路橋りょう総務費	18,906,000	4,139,066	14,766,934	21.9
道路維持費	722,000	0	722,000	0.0
駅前広場管理費	29,038,000	20,978,603	8,059,397	72.2
合計	78,561,000	27,705,899	50,855,101	35.3

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、土木使用料では道路占用料、自動車駐車場使用料であり、財産貸付収入では土地貸付収入である。

歳出の主なものは、地籍調査費では、地籍調査推進委員報償費及び調査事務支援システム借上料であり、道路橋りょう総務費では、道路賠償責任保険料であり、駅前広場管理費では天理駅前広場及び地下通路指定管理料等である。

イ 道路占用料の収入状況は、次表のとおりである。

平成22年12月31日現在(単位:円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
道路占用料	26,296,000	26,767,830	26,764,780	3,050	100.0

ウ 法定外公共物占用料の収入状況は、次表のとおりである。

平成22年12月31日現在(単位:円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
法定外公共物占用料	819,000	851,940	851,840	100	100.0

土木課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成23年 1月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
交通安全対策特別交付金	12,000,000	4,817,000	4,817,000	0	100.0
災害復旧費国庫負担金	1,334,000	0	0	0	0.0
土木費国庫補助金	25,635,000	0	0	0	0.0
雑入	1,187,000	0	0	0	0.0
合計	40,156,000	4,817,000	4,817,000	0	100.0

(2) 歳出

平成23年 1月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
交通安全対策費	12,000,000	9,309,535	2,690,465	77.6
道路橋りょう総務費	3,443,000	2,746,898	696,102	79.8
道路維持費	136,994,000	68,749,300	68,244,700	50.2
現年	53,150,000	28,317,350	24,832,650	53.3
繰越明許	83,844,000	40,431,950	43,412,050	48.2
道路新設改良費	388,852,000	205,212,980	183,639,020	52.8
現年	163,603,000	39,457,642	124,145,358	24.1
繰越明許	225,249,000	165,755,338	59,493,662	73.6
河川総務費	121,147,000	17,939,266	103,207,734	14.8
現年	88,584,000	6,732,616	81,851,384	7.6
繰越明許	32,563,000	11,206,650	21,356,350	34.4
公園管理費	3,576,000	2,385,332	1,190,668	66.7
道路及び河川災害復旧費	30,685,000	17,185,010	13,499,990	56.0
合計	696,697,000	323,528,321	373,168,679	46.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、交通安全対策特別交付金である。

歳出の主なものは、道路維持費では道路修繕工事費、道路補修用資材代であり、繰越事業として天理王寺線等の道路修繕工事が執行されている。

道路新設改良費では、園原木堂線等の道路改良工事費であり、繰越事業として川原城二階堂線等の道路改良工事、天理王寺線道路改良事業に伴う用地代が執行されている。

河川総務費では小路排水路等の河川修繕工事費であり、繰越事業として庵治川等の河川修繕工事が執行されている。

イ 工事関係について

道路改良及び河川修繕工事等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

都市計画課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成23年 1月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
土木使用料	123,000	126,960	126,960	0	100.0
土木手数料	300,000	315,500	315,500	0	100.0
土木費国庫補助金	232,020,000	0	0	0	0.0
現年	150,040,000	0	0	0	0.0
繰越明許	81,980,000	0	0	0	0.0
土木費県負担金	1,536,000	0	0	0	0.0
雑入	336,000	196,685	196,685	0	100.0
合計	234,315,000	639,145	639,145	0	100.0

(2) 歳出

平成23年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
道路新設改良費	104,253,000	42,638,500	61,614,500	40.9
現年	91,604,000	32,348,500	59,255,500	35.3
繰越明許	2,359,000	0	2,359,000	0.0
事故繰越	10,290,000	10,290,000	0	100.0
都市計画費	7,022,000	808,496	6,213,504	11.5
街路事業費	419,031,000	200,512,452	218,518,548	47.9
現年	243,318,000	29,319,948	213,998,052	12.1
繰越明許	170,225,000	167,759,964	2,465,036	98.6
事故繰越	5,488,000	3,432,540	2,055,460	62.5
公園管理費	31,568,000	16,060,262	15,507,738	50.9
公園事業費	6,017,000	4,629,975	1,387,025	76.9
現年	617,000	114,975	502,025	18.6
繰越明許	5,400,000	4,515,000	885,000	83.6
合計	567,891,000	264,649,685	303,241,315	46.6

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、土木使用料及び土木手数料である。

歳出の主なものは、道路新設改良費では、北大路線の道路改良工事、繰越事業として、同路線の用地測量業務委託料が執行されている。

街路事業費では、別所丹波市線の道路改良工事であり、繰越事業として、同路線の道路改良工事及び用地購入費等が執行されており、公園管理費では、各公園の維持管理業務委託料である。

イ 工事関係について

別所丹波市線、北大路線の道路築造工事等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市街地整備課

予算執行状況について

1 一般会計

歳出

平成23年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	支出済額	残額	執行率
土地開発公社費	200,300,000	200,174,661	125,339	99.9
区画整理総務費	47,846,000	40,384,764	7,461,236	84.4
駅前広場管理費	798,000	647,196	150,804	81.1
合計	248,944,000	241,206,621	7,737,379	96.9

(職員給与費除く。)

歳出の主なものは、土地開発公社費では土地開発公社用地購入費であり、区画整理総務費では土地区画整理事業特別会計への繰出金である。

2 土地区画整理事業特別会計

(1) 歳入

平成23年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
土地区画整理事業費国庫補助金	83,868,000	0	0	0	0.0
現年	65,500,000	0	0	0	0.0
繰越明許	18,368,000	0	0	0	0.0

一般会計繰入金	47,298,000	40,000,000	40,000,000	0	100.0
繰越金	19,543,000	27,283,703	27,283,703	0	100.0
現年	1,011,000	8,751,703	8,751,703	0	100.0
繰越明許	18,532,000	18,532,000	18,532,000	0	100.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
雑入	1,000	0	0	0	0.0
土地区画整理事業債	73,300,000	0	0	0	0.0
現年	63,700,000	0	0	0	0.0
繰越明許	9,600,000	0	0	0	0.0
保留地処分金	50,000,000	0	0	0	0.0
財産運用収入	200,000	109,585	109,585	0	100.0
合計	274,211,000	67,393,288	67,393,288	0	100.0

(2) 歳出

平成23年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
山の辺第一工区土地区画整理事業費	263,101,000	56,293,429	206,807,571	21.4
現年	216,601,000	23,043,935	193,557,065	10.6
繰越明許	46,500,000	33,249,494	13,250,506	71.5
利子	970,000	462,464	507,536	47.7
予備費	200,000	0	200,000	0.0
合計	264,271,000	56,755,893	207,515,107	21.5

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、一般会計繰入金、繰越事業による繰越金である。

歳出の主なものは、立竹木等補償費、区画道路整備工事費、繰越事業として建物移転補償費等が執行されている。

住宅課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成23年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
土木使用料	43,998,000	89,574,560	35,366,460	54,208,100	39.5
土木手数料	2,000	400	400	0	100.0
土木費国庫補助金	135,000	0	0	0	0.0
市預金利子	2,000	0	0	0	0.0
雑入	3,900,000	2,531,537	2,531,537	0	100.0
合計	48,037,000	92,106,497	37,898,397	54,208,100	41.1

(2) 歳出

平成23年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
住宅管理費	81,961,000	43,716,441	38,244,559	53.3
現年	55,241,000	31,823,091	23,417,909	57.6
繰越明許	26,720,000	11,893,350	14,826,650	44.5
住宅建設費	1,028,000	660,450	367,550	64.2
繰越明許	1,028,000	660,450	367,550	64.2
合計	82,989,000	44,376,891	38,612,109	53.5

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、住宅使用料である。

歳出の主なものは、住宅管理費では市営住宅の修繕代、道路改修工事費であり、繰越事業として、嘉幡市営住宅の屋根改良工事等が執行されている。

住宅建設費では、繰越事業として嘉幡市営住宅第2期建替工事に伴う補償費が、執行されている。

イ 住宅使用料の収入状況は、次表のとおりである。

平成23年 1月31日現在 (単位:円・%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
現年度分	41,436,000	46,275,500	33,273,900	13,001,600	71.9
滞納繰越分	2,157,000	42,862,700	1,656,200	41,206,500	3.9

合 計	43,593,000	89,138,200	34,930,100	54,208,100	39.2
-----	------------	------------	------------	------------	------

使用料の収納確保については、夜間訪問等種々努力されているところであるが、相当以前の使用料も含まれている現状のもと、更なる努力方を要望する。

会 計 室

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成23年 2月28日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
市預金利子	641,000	583,592	583,592	0	100.0

(2) 歳出

平成23年 2月28日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
会計管理費	1,060,000	569,050	490,950	53.7

(職員給与費除く。)

歳入は市預金利子であり、歳出では、会計事務処理の経費である。

イ 基金の管理状況について

基金の預け入れは、市内の金融機関を中心に、安全、確実に運用しながら歳計現金への繰替運用もされていた。

基金状況は、次表のとおりである。

平成23年 2月28日 (単位：千円)

基金名	金額	基金名	金額	基金名	金額
財政調整基金	123,238 (1,500,000)	公共施設整備基金	81,172	減債基金	49,445 (200,000)
地元公共事業積立基金	469,388	地域振興基金	16,813	福祉基金	78,299 (180,000)
国民健康保険財政調整基金	128	介護保険給付費準備基金	253,192	土地開発基金	7,286 (120,000)
「天理っ子」育成基金	4,038	介護従事者処遇改善臨時特例基金	12,503	土地区画整理事業保留地処分金基金	100,205

() 外書は、基金の繰替運用額である。

む す び

以上が平成22年度の環境経済部（環境政策課、農林課、商工課、観光課、業務課）、市民部（市民課、保険医療課、男女共同参画課、人権センター、嘉幡・御経野コミュニティセンター）、市長公室（秘書課、人事課、企画課、自治振興課、市民会館）、健康福祉部（社会福祉課、介護福祉課、健康推進課、児童福祉課）、建設部（監理課、土木課、都市計画課、市街地整備課、住宅課）及び会計室の定期監査を行った結果である。

平成22年度の予算執行状況、収入支出の事務処理状況、財産の管理状況等についての関係書類の監査を実施した結果、法令に準拠しそれぞれ予算の目的に従い、適正に処理されていた。

環境経済部にあつては環境の保全や農業、商工業、観光の振興、市民部にあつては国民健康保険事業の運営、人権尊重における人権文化の創造、市長公室にあつては行政改革実施プログラム策定のもと、更なる行政改革の推進、健康福祉部にあつては介護保険事業の運営、健康の増進と福祉の向上、建設部にあつては生活基盤の整備として道路網の整備、河川改修、区画整理事業等に取り組まれている。今後も施政方針に則り適正な事務の遂行に努められたい。

(平成23年 3月25日掲示済)

天監委告示第6号

天理市監査委員事務局処務規程（昭和40年10月天理市監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3月25日

天理市監査委員 別 所 矩 佳
同 梅崎 浩 充
同 山本 治 夫

第2条第1項及び第3項中「局長補佐」を「次長」に改める。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

災害対策本部

(平成23年 4月 1日 掲示済)

天理市災害対策本部告示第 1号

天理市災害対策本部規程(平成 8年 3月天理市災害対策本部告示第 1号)の一部を次のように改正する。
平成23年 4月 1日

天理市災害対策本部長

天理市長 南 佳 策

第 2条第 7号中「庶務班 土木班 住宅班 土木協力班 住宅協力班」を「庶務班 土木班 住宅第 1班 住宅第 2班 土木協力第 1班 土木協力第 2班」に改める。

別表建設部の項中

住宅班 (住宅課長)	住宅課職員	1 応急仮設住宅の建築に関する事 2 建築基準法に基づく住宅の応急修理に関する事 3 市有施設の応急修理に関する事 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
---------------	-------	--

を

住宅第 1班 (住宅課長)	住宅課職員	1 応急仮設住宅の建築に関する事 2 建築基準法に基づく住宅の応急修理に関する事 3 市有施設の応急修理に関する事 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事 5 被害住宅に係る復旧資材の購入、あっせん及び配給に関する事 6 公共施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
住宅第 2班 (営繕課長)	営繕課職員	

に、

土木協力班 (都市計画課長)	都市計画課職員	1 土木班への協力に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事 3 その他部長の命ずる指示事項に関する事
住宅協力班 (市街地整備課長)	市街地整備課職員	1 住宅班への協力に関する事 2 被災住宅に係る復旧資材の購入、あっせん及び配給に関する事 3 その他部長の命ずる指示事項に関する事

を

土木協力第 1班 (まちづくり計画課長)	まちづくり計画課職員	1 土木班への協力に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事 3 その他部長の命ずる指示事項に関する事
土木協力第 2班 (まちづくり事業課長)	まちづくり事業課職員	

に改め、同表上下水道部の項中

協力班 (営業課長)	営業課職員
---------------	-------

を

協力班 (経営課長)	経営課職員
---------------	-------

に改める。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

議 会

(平成23年 3月30日 掲示済)

天理市議会議員の政治倫理に関する規則をここに公布する。

平成23年 3月30日

天理市議会規則第1号

天理市議会議員の政治倫理に関する規則

天理市議会議員の政治倫理に関する規則（平成6年3月天理市議会規則第1号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、天理市政治倫理条例（平成23年3月天理市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（誓約書）

第2条 条例第4条の誓約書は、様式第1号によるものとする。

（辞退届）

第3条 条例第5条第3項の辞退届は、請負契約等の辞退届（様式第2号）によるものとする。

（資産等報告書及び資産等補充報告書）

第4条 条例第6条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第6条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

第5条 条例第6条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

2 条例第6条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第6条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第6条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第6条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第6条 条例第6条第1項の資産等報告書は、様式第3号によるものとする。

2 条例第6条第2項及び第3項の資産等補充報告書は、様式第4号によるものとする。

（所得等報告書）

第7条 条例第7条第1号イの規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第8条 条例第7条の所得等報告書は、様式第5号によるものとする。

（税等の納付状況報告書）

第9条 条例第8条の税等の納付状況の報告書は、様式第6号によるものとする。

（関連会社等報告書）

第10条 条例第9条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第11条 条例第9条の関連会社等報告書は、様式第7号によるものとする。

（期限等の特例）

第12条 条例第10条第1項に規定する資産等報告書等（以下「資産等報告書等」という。）の提出の期限が、天理市の休日定める条例（平成元年3月天理市条例第4号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第14条第1項に規定する資産等報告書等の閲覧を行うことができる最初の日（以下「閲覧開始日」という。）が、市の休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

（資産等報告書等の訂正）

第13条 議員は、資産等報告書等を訂正しようとするときは、資産等報告書等訂正届（様式第8号）を議長に提出しなければならない。

2 議員は、資産等報告書等を訂正するときは、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（資産等報告書等の閲覧）

第14条 条例第10条第2項の規定による資産等報告書等の閲覧は、当該資産等報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から行うことができる。

2 資産等報告書等の閲覧をしようとする者は、資産等報告書等閲覧申請書（様式第9号）を議長に提出しなければならない。

3 資産等報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行わなければならない。

4 資産等報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 資産等報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 第2項から前項までの規定に違反する者に対しては、議長は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(資産等報告書等の写しの作成)

第15条 複写機による資産等報告書等の写しの作成(以下「写しの作成」という。)をしようとする者は、資産等報告書等写し作成申請書(様式第10号)を議長に提出しなければならない。

2 写しの作成は、資産等報告書等ごとに1年分を1単位として行い、その部数は、1単位につき1部とする。

3 写しの作成に要する費用は、当該作成する者の負担とする。

(閲覧者の責務)

第16条 第14条の規定により資産等報告書等の閲覧を行った者及び前条の規定により写しの作成を行った者は、それによって得た情報を適正に使用するとともに、その情報を濫用することのないよう努めなければならない。

(調査請求書等)

第17条 条例第14条第1項の規定により調査の請求をしようとする者は、調査請求書(様式第11号)に、同項に規定する資料を添えて議長に提出しなければならない。

(説明会)

第18条 条例第16条第1項の説明会の開催請求は、説明会開催請求書(様式第12号)によるものとする。

2 議長は、条例第16条第1項の規定により説明会を開催するときは、その日時、場所その他必要な事項を定め、開催日の7日前までに告示しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

天理市議会議長 様

誓 約 書

天理市議会議員

私は、天理市政治倫理条例に規定する次の事項を遵守することを固く誓います。

- (1) 政治倫理基準
- (2) 請負契約等に関する遵守事項
- (3) 資産等報告書等の提出に関する遵守事項
- (4) その他条例に定められている事項

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

天理市議会議長 様

(提出者)

天理市議会議員

(法人との関係)

(法人等)

名称

住所

氏名

請負契約等の辞退届

天理市政治倫理条例第5条第3項の規定により、市等が行う請負契約等を辞退することを届け出ます。

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

資 産 等 報 告 書

天理市議会議長 様

天理市議会議員

㊟

1 土地

所 在	地 目	面 積	固 定 資 産 税 の 額 課 税 標 準	摘 要
		m ²	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
	m ²	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在	種 類	構 造	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘 要
			m ²	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が50万円を超えるものに限る。）

自動車

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

船舶

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

航空機

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

美術工芸品

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

10 信託

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

11 貯蓄性保険

種 類	保 険 会 社 名

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

天理市議会議長 様

天理市議会議員

㊟

1 土地

所 在	地 目	面 積	固 定 資 産 税 の 額 課 税 標 準	摘 要
		m ²	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m ²	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

所 在	種 類	構 造	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘 要
			m ²	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金

預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が50万円を超えるものに限る。）

自動車

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

船舶

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

航空機

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

美術工芸品

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

（注）種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

10 信託

種 類	数 量	取 得 価 格
		円

11 貯蓄性保険

種 類	保 険 会 社 名

様式第5号 (第8条関係)

年 月 日

所得等報告書

天理市議会議長 様

天理市議会議員

㊤

	所得の種類	所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業 ・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・雑所得		
	山林所得		

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

様式第6号 (第9条関係)

年 月 日

税等の納付状況報告書

天理市議会議長 様

天理市議会議員



	納付(納入)した額	未納額	摘要
所得税	円	円	
事業税			
市県民税			
固定資産税			
国民健康保険料			

(注) 1 前年度分の税等(所得税及び事業税については前年分)の納付(納入)した額及び未納額を記入する。

2 未納額は、納期期限が到来していない分を除く。

3 固定資産税については、共有名義の固定資産税を含む。

様式第7号 (第11条関係)

年 月 日

関連会社等報告書

天理市議会議長 様

天理市議会議員

㊤

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名

- (注) 1 4月1日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

資産等報告書等訂正届

天理市議会議長 様

天理市議会議員

㊟

資産等報告書等の記載事項を次のとおり訂正します。

年 度	
報 告 書 名	
訂 正 事 項	

様式第9号 (第14条関係)

年 月 日

資産等報告書等閲覧申請書

天理市議会議長 様

住 所

氏 名

資産等報告書等の閲覧を次のとおり申請します。

閲覧希望 議員氏名	天理市議会議員
年 度	年 度 分
報告書名 (○で囲む。)	資産等報告書 資産等補充報告書 所得等報告書 税等の納付状況報告書 関連会社等報告書

様式第10号 (第15条関係)

年 月 日

資産等報告書等写し作成申請書

天理市議会議長 様

住 所
氏 名

資産等報告書等の写しの作成を次のとおり申請します。

年 度	議 員 名	報 告 書 名	枚 数

実費負担額 円 × 枚 = 円

様式第11号（第17条関係）

年 月 日

調査請求書

天理市議会議長 様

請求者 住 所

氏 名

天理市政治倫理条例第14条第1項の規定により、次のとおり調査を請求します。

1 調査の必要があると認められる者の氏名

2 調査の事由

- (1) 政治倫理基準に反する疑いがある。
- (2) 請負契約等に関する遵守事項に反する疑いがある。
- (3) 資産等報告書等に疑義がある。

3 調査請求の要旨（1,000字以内）

(注) 調査の必要性を証する書面を添付すること。

平成23年 4月10日 日曜日

天理市公報

様式第12号（第18条関係）

年 月 日

説明会開催請求書

天理市議会議長 様

天理市議会議員

㊟

天理市政治倫理条例第16条第1項の規定により、説明会の開催を請求します。

公営企業

(平成23年 3月17日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第3号

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成22年 4月天理市上下水道局管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

平成23年 3月17日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第9条第4項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 平成24年 4月1日以降に賦課する負担金であるとき。

附 則

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。

(平成23年 3月25日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第4号

天理市上下水道局決裁規程(平成13年 3月天理市水道ガス局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

平成23年 3月25日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

別表第1局長の専決事項の項第13号中「及び契約の締結」を削る。

別表第3営業課長の項中「営業課長」を「経営課長」に改める。

附 則

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。

(平成23年 3月25日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第5号

天理市上下水道局文書取扱規程(平成13年 3月天理市水道ガス局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

平成23年 3月25日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第8条第2項中「。工事に係る伺書にあっては様式第6号」を削り、「様式第7号」を「様式6号」に、「処理できるものは」を「処理できるもの及び別に定めのあるものは」に改める。

第13条第1項中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「様式第9号」を「様式第8号」に改める。

第17条第3項中「様式第10号」を「様式第9号」に改める。

第18条第1項中「様式第11号」を「様式第10号」に改める。

様式第3号中「営業課」を「経営課」に改める。

様式第6号を削り、様式第7号を様式第6号とし、様式第8号から様式第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。

(平成23年 3月25日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第6号

天理市上下水道局会計規程(平成13年 3月天理市水道ガス局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

平成23年 3月25日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第27条第1項中「企業出納員は」を「主管課長は」に改める。

附 則

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。

(平成23年 3月28日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第7号

天理市企業職員管理職手当支給規程(昭和44年 4月天理市水道ガス部管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

平成23年 3月28日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

附則第2項中「平成23年 3月31日」を「平成24年 3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

(平成23年 3月30日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第8号

天理市上下水道局事務分掌規程(平成13年 3月天理市水道ガス局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

平成23年 3月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第2条を次のように改める。

(課及び係の設置)

第2条 局に次の課及び係を設置する。

総務課 庶務係 経理係
給水課 給水係 工務係
浄水課 施設整備係 浄水係
経営課 企画係 営業係
下水道課 施設係 事業係

第3条庶務係の項中第17号を削り、第18号を第17号とし、同条経理一係の項中「経理一係」を「経理係」に改め、同項第1号、第2号、第3号及び第4号中「水道事業に係る」を削り、同項第5号中「水道料金」の次に「及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)」を加え、同項第6号から第12号中「水道事業に係る」を削り、同項第13号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条経理二係の項を削る。

第4条計画管理係の項を削り、同条給水係の項第10号中「係の工事の施行に伴う断水予告」を「工事に伴う不動産の取得」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(11) 課の庶務に関する事。

第4条工務一係の項中「工務一係」を「工務係」に改め、同項第1号中「(特定環境保全公共下水道事業に伴う移設工事を除く。)」を削り、同項第2号中「配水管の改良工事等の設計及び施行」を「配水管、送水管及び導水管(以下「配水管等」という。)の整備及び維持管理」に改め、同項第3号中「鉛製給水管布設替事業」を「鉛製給水管布設替工事」に改め、同項第4号中「配水管及び配水管付属設備(以下「配水管等」という。)」を削り、同項第9号中「係の工事の施行に伴う断水予告」を「配水管等の仕様、材料の審査、承認及び単価改正」に改め、同号の次に次の4号を加える。

(10) 給配水管路図の作成、整備及び保管に関する事。

(11) 各種占用台帳の整備、更新及び保管に関する事。

(12) 工事竣工図、給水装置工事竣工図及び弁栓台帳図の整備及び保管に関する事。

(13) 部外者工事の地下埋設物の事前協議及び立会に関する事。

第4条工務二係の項を削る。

第5条施設整備係の項第1号中「取水、受水、浄水及び送水の計画及び運営維持」を「取水量、受水量、浄水量及び送水量の計画」に改め、同項第2号中「維持管理」を「整備及び維持管理」に改め、同項第5号を第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 工事に伴う不動産の取得に関する事。

第5条浄水係の項第2号中「営繕」を「運転管理」に改め、同項第10号を削る。

第6条の見出し中「営業課」を「経営課」に改め、同条中「営業課」を「経営課」に改め、営業係の項の前に次の項を加える。

企画係

(1) 事業の計画、統計及び認可等の総合調整に関する事。

(2) 水道水源保護条例実施に関する事。

(3) 経営審議会に関する事。

(4) 課の庶務に関する事。

第6条営業系の項第1号中「水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)」を「水道料金等」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 水道使用の開始及び中止等の受付に関する事。

第6条第6号の次に次の8号を加える。

(7) 使用水量の計量及び認定に関する事。

(8) 使用水量の状況調査及び不正使用の取締りに関する事。

(9) 水道メーターの出納管理及び検定に関する事。

(10) 開閉栓に伴う水道メーターの取付け及び取外しに関する事。

(11) 水道料金等に係る相談及び苦情処理に関する事。

(12) 使用水量の減免に関する事。

(13) 水道料金等の滞納整理及び欠損処分に関する事。

(14) 給水停止の手續及び処分に関する事。

第6条業務系の項及び集金系の項を削る。

第6条の2を次のように改める。

(下水道課の事務)

第6条の2 下水道課の事務分掌は、次のとおりとする。

施設係

(1) 管渠の維持管理等に関する事。

(2) 雨水ポンプ場及び農業集落排水処理場の整備及び維持管理に関する事。

(3) 汚水柵の設置申請に伴う工事の設計及び監督に関する事。

(4) 流入水の水質に関する事。

(5) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設台帳の作成及び管理に関する事。

(6) 事業用地の境界明示その他出願に関する事。

(7) 下水道施設管理者以外の者が行う下水道工事の設計審査及び指導に関する事。

(8) 指定下水道工事店に係る排水設備工事の施行の承認、検査及び指導監督に関する事。

(9) 指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者の指導に関する事。

(10) 他課に係る排水設備の技術に関する事。

(11) 施設の供用開始に関する事。

(12) 受益者負担金に係る調査及び賦課徴収に関する事。

(13) 水洗便所改造資金貸付金に関する事。

(14) 水洗便所の普及促進に関する事。

(15) 工事に伴う不動産の取得に関する事。

(16) 課の庶務に関する事。

事業係

(1) 工事の設計、施行及び監督に関する事。

(2) 流域下水道との調整事務に関する事。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。